「ご契約のしおり」内容変更のお知らせ

「ご契約のしおり」の記載について、一部を本紙のとおり変更いたします。該当箇所についてご確認いただき、「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願いいたします。

― 記 ―

令和 7 年度税制改正における生命保険料控除制度の拡充により、下線部が追加となります。

ご契約のしおり

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

＜ご注意＞

※個人年金保険料税制適格特約を付加されたご契約の場合、お払込みいただいた保険料は「個人年金保険料控除」の対象となります。付加されていない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

○一般生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○個人年金保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1 月から 12 月まで（＊）にお払込みいただいた正味保険料の合計額です。この保険には「円換算払込特約」（「円払込額を定める場合の特則」を適用）が付加されていますので、1 月から 12 月まで（＊）にお払込みいただいた保険料円払込額となります。

＊第 1 回保険料は契約日の属する月が基準となります。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
20,000 円以下のとき	正味払込保険料の全額
20,000 円をこえ 40,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/2 ＋ 10,000 円
40,000 円をこえ 80,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/4 ＋ 20,000 円
80,000 円をこえるとき	一律に 40,000 円

23 歳未満の扶養親族がいる場合は、2026 年分に限り一般生命保険料控除の控除額は次のとおりとなります。

※当取扱いは、2025 年 12 月現在のものです。法令改正等により税務の取扱い等が変更となった場合には、変更後の内容が適用されます。

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
30,000 円以下のとき	正味払込保険料の全額
30,000 円をこえ 60,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/2 ＋ 15,000 円
60,000 円をこえ 120,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/4 ＋ 30,000 円
120,000 円をこえるとき	一律に 60,000 円

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
12,000 円以下のとき	正味払込保険料の全額
12,000 円をこえ 32,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/2 ＋ 6,000 円
32,000 円をこえ 56,000 円以下のとき	正味払込保険料× 1/4 ＋ 14,000 円
56,000 円をこえるとき	一律に 28,000 円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月 16 日から 3月 15 日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

以上

＜ 2025 年 12 月作成＞ 平準払保険　NW-01-25202-00 (25.07) G26096-2512 IFS

2023年4月版

利率連動

ご契約のしおり・約款

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

ニッセイ・ウェルス生命

ご契約のしおり・約　款

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

目　次

ご契約のしおり

■主な保険用語のご説明（50 音順）…… 1

■お願いとお知らせ…… 3
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について …… 3
●生命保険募集人 …… 3
●申込書記入上のご注意 …… 3
●当社の組織形態 …… 3
●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ …… 3
●個人情報のお取扱い …… 3
●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 4
●「生命保険契約者保護機構」について …… 5
●金融商品取引法における投資家区分について …… 7
●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い …… 8

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項 …… 9
●告知について …… 9
●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について …… 9
●保険証券のご確認 …… 10
●第 1 回保険料に相当する金額のお払込みと領収証 …… 10
●ご契約の責任開始期 …… 10
●適用する為替レート …… 11
●ご契約にかかる諸費用 …… 12
●元本欠損が生じる場合 …… 12
●為替リスク …… 13

■予定利率金利連動型外貨建個人年金保険の特徴としくみ…… 14

この保険の特徴 14

この保険のしくみ 14
●年金の種類 …… 15
●高額割引 …… 15
●予定利率 …… 15
●市場価格調整 …… 15

■給付金および年金について …… 16

年金支払開始日前の保障内容について 16
●死亡給付金のお支払い …… 16
●死亡給付金受取人の変更 …… 16
●遺言による死亡給付金受取人の変更 …… 17

年金支払開始日以後の保障内容について 17
●年金のお支払い …… 17
●年金受取人について …… 18
●継続年金受取人のご指定 …… 18
●年金受取人または継続年金受取人の変更 …… 18
●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更 …… 18

●年金の一括支払……18
■予定利率と市場価格調整について……22
●予定利率について……22
●基準金利について……22
●市場価格調整について……23
■死亡給付金等をお支払いできない場合について……24
■付加できる特約について……26
●円換算払込特約……26
●円換算支払特約……26
●年金円換算支払特約……27
●新為替ターゲット特約……27
●個人年金保険料税制適格特約……29
●保険契約者代理特約……29
●指定代理請求特約……31
■ご契約後について……32
●各種変更・請求手続きについて……32
●カスタマーサービスセンターについて……32
●年金・死亡給付金のお支払期限について……33
●保険料のお払込方法について……33
●保険料のお払込みの猶予期間について……34
●ご契約の復活について……34
●死亡給付金等の支払事由が発生した場合の保険料について……35
●保険料のお払込みが困難になられたときについて……36
●年金の種類等の変更……36
●解約……36
●被保険者によるご契約者への解約請求について……39
●差押債権者、破産管財人等による解約について……39
●年金支払証書のご確認……40
●管轄裁判所……40
●時効……40
■生命保険料控除と税金について……41

約　款

●予定利率金利連動型外貨建個人年金保険普通保険約款……45
●円換算払込特約……62
●円換算支払特約……65
●年金円換算支払特約……68
●新為替ターゲット特約……71
●個人年金保険料税制適格特約……77
●保険契約者代理特約……78
●指定代理請求特約……83
●保険料口座振替特約……87
●保険料クレジットカード払特約……91

●情報端末による保険契約の申込等に関する特約……95

ご契約のしおり

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

■主な保険用語のご説明（50音順）

か行

▼解除
ご契約後、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（以下「当社」といいます）がご契約の効力を消滅させることをいいます。

▼解約
年金支払開始日前にご契約者がご契約の効力を消滅させ、払戻金をご請求いただくことをいいます。

▼解約控除
解約払戻金額を計算する際、ご契約日からの経過月数に応じてご負担いただく費用のことをいいます。

▼確定年金
年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中、年金をお支払いする年金の種類のことをいいます。

▼基準金利
当社所定の残存期間の指定通貨に応じた国債の複利利回りを当社の定める方法により計算した平均値をいい、予定利率の設定および市場価格調整の計算に用います。

▼継続年金受取人
年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後年金受取人となる人のことをいいます。

▼契約応当日
ご契約後の保険期間中に迎える毎年のご契約日に対応する日のことをいいます。月単位・年単位の契約応当日といったときは、各月・各年ごとのご契約日に対応する日のことをいいます。

▼契約者
当社と保険契約を結び、ご契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。

▼契約年齢
ご契約日における被保険者の満年齢です。
（例）40 歳 11 ヵ月 29 日の方は 40 歳になります。

▼契約日
ご契約年齢や保険期間等の計算の基準日のことをいい、責任開始日の属する月の翌月 1 日を契約日とします。

さ行

▼市場価格調整
解約払戻金のお支払等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法のことをいいます。

▼失効
猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

▼指定通貨
ご契約に適用される通貨のことをいい、ご契約時に定めます。

▼死亡給付金
被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼死亡給付金受取人
死亡給付金を受取る人のことをいいます。

▼主契約
約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

▼情報端末を利用したお申込み
携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みのことをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

▼責任開始期（日）
お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、その責任開始期の属する日を責任開始（の）日といいます。

た行

▼第 1 回保険料相当額
ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

▼積立金
将来の年金および死亡給付金のお支払いに充てるために保険料のなかから積立てられるお金のことをいいます。

▼特則
主契約（または特約）の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約（または特約）と異なる特別なお約束をする目的で主契約（または特約）の中で設定する規定のことをいいます。

▼特約
主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

な行

▼年金
被保険者が約款に定める年金支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。

▼年金受取人
ご契約者または被保険者のうちからご契約者にご指定いただく、年金を受取る人のことをいい、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

▼年金原資
年金支払開始日前日末における、将来の年金をお支払いするために必要な積立金のことをいいます。

▼年金支払開始日
被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことをいいます。

▼年金支払証書
年金の種類や年金支払期間等、年金についての内容を記載したものをいいます。

▼年金支払日
年金支払開始日および年金支払開始日の年単位の応当日のことをいいます。

▼年金総額保証付終身年金
年金支払開始日以後、被保険者が亡くなられるまで年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付終身年金は、年金原資に当社の定める範囲内でご契約者が指定した割合（保証金額割合）を乗じて得た金額（保証金額）を保証します。年金支払開始日以後、被保険者が亡くなられた場合でも、保証金額からすでにお支払いした年金を差引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。

は行

▼払込期月
毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。月払は月単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとなります。

▼払戻金
ご契約が解約されたときなどにご契約者に払戻されるお金のことをいいます。

▼被保険者
生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。

▼復活
失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。

▼保険証券
保険料や年金支払開始日等のご契約内容を記載したものをいいます。

▼保険年度
ご契約日から起算して、満1ヵ年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度といいます。

▼保険料期間
ご契約日または契約応当日（月払は月単位、年払は年単位の契約応当日）から次の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。

や行

▼約款
ご契約についてのとりきめを記載したものをいいます。

▼予定利率
基準金利にもとづき、当社所定の方法により設定された利率のことをいい、積立金の計算等に用います。

■お願いとお知らせ

●保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

●申込書記入上のご注意

申込書は、契約内容を明らかにする重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

※情報端末を利用したお申込みの場合は、情報端末のお手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。

●当社の組織形態

- 保険会社の会社組織形態には相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

●現在ご契約中の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

ご契約中の保険契約を解約・減額するときには、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約、減額された場合は、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- ご契約中の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。
- 現在ご契約中の保険契約のままであれば、保険金等をお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺した場合等、保険金等をお支払いできないことがあります。

●個人情報のお取扱い

●個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を次の目的のために利用いたします。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

※当社は機微（センシティブ）情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場

合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持致します。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

●機微（センシティブ）情報

当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微（センシティブ）情報は既に取得しているものも含みます。

なお、機微（センシティブ）情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

●個人情報の提供について

当社は業務上必要な範囲において個人情報を第三者提供することがあります。

①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払いに際して、医療機関や契約確認会社へ業務上必要な照会を行う場合

②お申込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合
再保険会社（外国にある再保険会社を含む）における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

③各種保険契約の保険金・給付金等のお支払いに際して、金融機関等に提供する場合

④ご契約をお引受けできない場合、ご契約時あるいはご請求時の被保険者の健康状態により保険金・給付金等をお支払いできない場合、およびご継続いただけない場合等において、その旨をご契約者、被保険者、受取人等に通知する場合

当社は、上記の他、ご契約者等当該個人情報のご提供者の同意がある場合および法令で情報の開示（第三者提供）が許容されている場合には個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当社は業務上必要な範囲においてお客さまの同意を得ることなく、嘱託医、面接士、生命保険募集代理店、収納代行会社等委託先へ個人情報を提供することがあります。

※上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか法令等で認める場合を除き、第三者に提供することはありません。

●「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

●「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係

る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

  ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

  イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

  ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

  エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

  オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）

（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。
（https://www.nw-life.co.jp/privacypolicy/payments.html）

●「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図

り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－｛(過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

〇救済保険会社が現れた場合

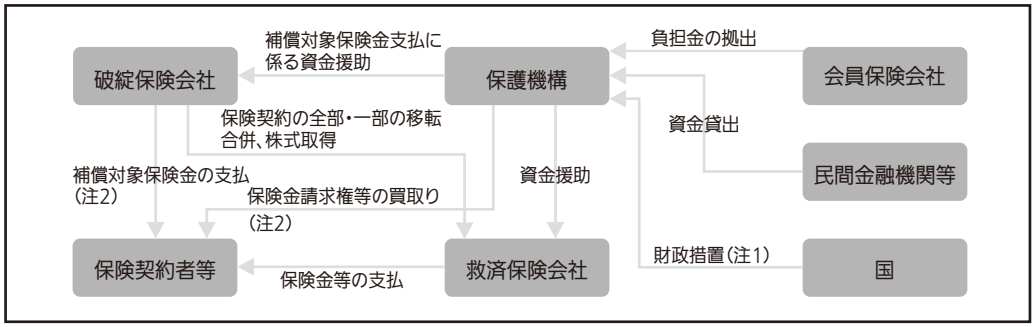

○救済保険会社が現れない場合

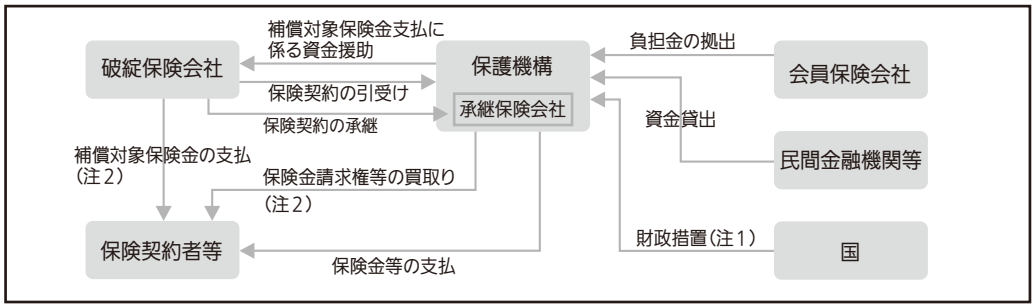

（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

  生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

  「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

  ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

●金融商品取引法における投資家区分について

●金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、「特定投資家」のお客さまは当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてお取扱いするようにお申し出いただくことができます。
- お手続き方法や特定投資家制度の詳細の説明を希望される場合は当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当社よりご案内させていただきます。

＜ご注意＞

お客さまを「特定投資家」としてお取扱いする際は、次に掲げる法令規定が適用されません。

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第45条各号に掲げる次の規定
  - ・広告等の規制
  - ・適合性原則に基づく保険募集
  - ・契約締結前の書面の交付、契約締結時等の書面の交付
- 金融商品販売法第3条第1項の規定（重要事項説明義務）およびこれに係る同法の損害賠償責任にかかる規定

ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、当社の生命保険契約に関しては「特定投資家」としてのお取扱いと「一般投資家」としてのお取扱いとで、保険契約のお申込みのお手続き等に相違はございません。「特定投資家」に対しても「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

●「一般投資家」の方へ

- 保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の3および4の規定により、「一般投資家」のお客さまは、当社に対して「特定投資家」としてお取扱いするようお申し出いただくことができます。ご希望の場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。当

社よりご案内させていただきます。ただし、当社の募集代理店から特定保険契約をお申込みいただく場合、「一般投資家」と同様の商品説明等をさせていただきます。

【ご参考ー特定投資家制度】

以下の特定投資家制度の詳細については、当社カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

特定投資家		一般投資家	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可能（＊1）	特定投資家への移行可能	特定投資家への移行不可
• 国 • 日本銀行 • 適格機関投資家	• 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 • 資本金５億円以上と見込まれる株式会社 • その他「金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令」第 23 条に掲げる者	• 地方公共団体 • 特定投資家に該当しない法人 • 個人 （以下の要件を全て充足（＊2）） <承諾日において> ①純資産額３億円以上の見込み ②投資性のある金融資産３億円以上の見込み ③最初の特定保険契約締結から１年以上経過 など	• 左記に該当しない個人

＊1金融商品取引法第２条第 31 項第４号に規定する特定投資家

＊2個人のお客さまにつきましては、上に掲げる移行要件にすべて該当していることに加え、お客さま保護の観点から、お客さまにお客さまの知識や投資経験などについてご質問をさせて頂き、お客さまからの移行のお申出をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

※特定投資家制度の詳細につきましては、当社ホームページでもご確認いただけます。

ホームページアドレス　www.nw-life.co.jp

●犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っております。

これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、確認させていただきました本人特定事項等が変更となりました場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ご契約にあたってぜひご確認いただきたい事項

●告知について

この保険のご契約締結または復活の際は、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

●ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して８日以内であれば、書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によりその保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面（郵送）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る書面を発信した時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により当社の本店（カスタマーサービスセンター）宛に発信してください。

  電磁的記録（電子メール）による場合は、当該保険契約のお申込みの撤回等に係る電子メールが当社に到達した時に効力を生じますので、次のメールアドレス宛に送信してください。

  co@nw-life.co.jp

  これらの場合、書面または電子メールには、ご契約者・被保険者の氏名、申込番号または証券番号、第１回保険料、取扱代理店名、振込口座、申出日、ご契約者の住所、電話番号をご記入いただき、ご署名（書面による場合のみ）のうえ、保険契約のお申込みの撤回等をする旨を明記してください。

  【書面送付先】

  〒 141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

  ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

  カスタマーサービスセンター宛

  【電子メール送付先】

  co@nw-life.co.jp
- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。

  ①申込者等が、営業もしくは事業のために、または営業もしくは事業として締結する保険契約としてお申込みをした場合

  ②当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約である場合

  ③既に締結されている保険契約の内容の変更に係るものである場合
- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 保険契約のお申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

< ご注意 >

※保険契約のお申込みの撤回等は、ご契約の申込日から申込日を含めて８日以内（書面による場合は消印有効、電子メールによる場合は当社必着）に書面または電子メールにて、お申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。

※第１回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みいただく場合、当社でクレジットカードの

有効性等の確認ができた日を第１回保険料（相当額）の払込日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

書面または電子メールによるお申出が必要となります。
募集代理店の本支店では受付けることはできません。

ご記入いただく事項

①申込撤回の旨の文言
②保険契約者様の氏名
③被保険者様の氏名
④申込番号または証券番号
⑤第１回保険料（お払込みの際の通貨）
⑥取扱代理店名
⑦振込口座
⑧口座名義人（外国通貨にてお払込みの場合は、アルファベット表記）
⑨申出日
⑩保険契約者様の住所／電話番号
⑪保険契約者様の氏名（書面の場合は自署）

お申込みの撤回等のお申出の記入例

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社　御中

私は契約の申込の撤回を行います。
保険契約者　〇〇〇〇
被保険者　△△△△
申込番号（証券番号）　××××××××××××
第１回保険料　〇〇，〇〇〇円
取扱代理店　×××　××支店
振込口座　××銀行　××支店　普通××××××
口座名義人　〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日
住所　〇〇県〇〇市△△町×丁目×番地×号
電話番号　〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
氏名　〇〇〇〇

●保険証券のご確認

- ご契約をお引受けしますと、当社は「保険証券」をご契約者にお送りします。お申込みの際の内容と相違していないか、もう一度ご確認ください。万一、相違していたり、ご不明な点がございましたら、お手数でもカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 保険証券は各種手続きに必要となりますので、大切に保管ください。

●第１回保険料に相当する金額のお払込みと領収証

ご契約のお申込みに際しては、ご契約者に第１回保険料に相当する金額を当社の指定する金融機関の口座への送金またはクレジットカードによりお払込みいただきます。この場合、領収証は発行しません。保険証券がお手元に届くまでの間、金融機関から発行される振込金受取書等は大切に保管してください。

●ご契約の責任開始期

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、当社は第１回保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。
- 責任開始期について図示すると、次のようになります。

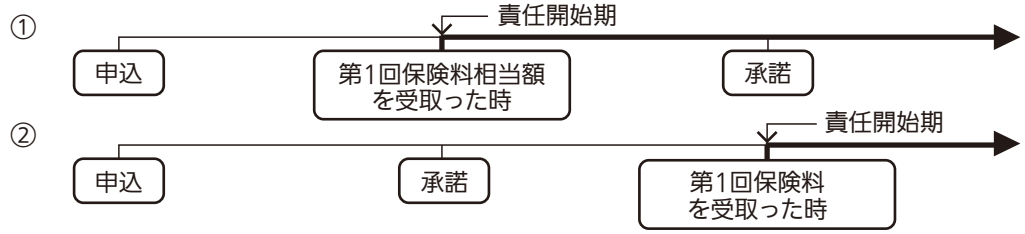

- ご契約の復活の場合の責任開始期も同様のお取扱いとなります。
- 第１回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みいただく場合、当社は、クレジットカードの有効性等の確認を行ったうえでクレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時から、ご契約上の責任を負います。

●適用する為替レート

- この保険のご契約において円を指定通貨に換算する場合、または、指定通貨を円に換算する場合には、当社所定の為替レートを用います。
- 当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日等における TTM（対顧客電信仲値）（＊）または TTM（対顧客電信仲値）（＊）に為替手数料を含んだ額となります。

＊TTM（対顧客電信仲値）とは、銀行が当日の東京外国為替市場の直物為替相場実勢（市場取引に用いられます）を基準にして決定する顧客取引に用いる売買相場の仲値をいいます。TTM（対顧客電信仲値）は午前 10 時から 11 時頃公示され、原則その日中適用されます。ただし、このレートから大きく乖離したときは新たな TTM（対顧客電信仲値）が公示されますが、1 日のうちに TTM の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値を用います。

円換算払込特約の為替レート	TTM ＋ 50 銭
円換算支払特約の為替レート	TTM － 50 銭
年金円換算支払特約の為替レート	TTM

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

●ご契約にかかる諸費用

以下の費用をご負担いただきます。

○保険契約関係費

お払込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※保険契約関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

○解約・減額時にご負担いただく費用

解約・減額される場合には、積立金額に市場価格調整を適用し、ご契約日から 10 年間は経過月数（保険料をお払込みいただいた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数となります。）に応じた次の解約控除率を乗じた金額を、解約控除としてご負担いただきます。

解約控除率＝ 36% ×（12 ／所定の月数）×（1 －経過月数／ 120）

所定の月数：月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数、年払契約の場合は保険料をお払込みいただいた年数× 12

○年金管理費

年金支払の管理に係る費用（年金管理費）として、年金額の 1%を上限に毎年の年金支払日に積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金の支払期間を通じて適用されます。

○外国通貨のお取扱いに必要となる費用

- 当社からお支払いする年金等を指定通貨でお受取りになる際や、その指定通貨を円貨に交換してお引出しする際には、手数料が必要となる場合があります。
- 円換算払込特約の付加により保険料を円貨でお払込みいただく場合、または、円換算支払特約の付加により死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートと TTM（対顧客電信仲値）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

●元本欠損が生じる場合

- 解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に、市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。さらに、契約日から解約計算基準日までの経過月数に応じた解約控除が適用されます。したがって、多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- また、年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額に、市場価格調整が適用されることから、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額がお払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時」

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

●為替リスク

この保険は、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

したがって、為替相場の変動により、年金等の支払時の為替相場により円換算した年金等の総支払額が保険料として払込まれた円貨の総額を下回ることがあります。

為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則を適用）を付加して払込まれた円貨の保険料相当額（円払込額）を指定通貨建に換算した保険料は、円換算払込特約の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金等は、円換算支払特約の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。
- 年金円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額は、年金円換算支払特約の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。

■予定利率金利連動型外貨建個人年金保険の特徴としくみ

この保険の特徴

- この保険は、被保険者が所定の年齢に達したときから、毎年一定額の年金を受取ることができる外国通貨建の個人年金保険です。
- ご契約締結の際、ご契約に適用される通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかをご指定いただきます。年金、死亡給付金および解約払戻金等のお支払いは、全てこの指定通貨で行います。
- この保険には円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則を適用）が付加されますので、一定額の円によりお払込みいただいた保険料を、所定の為替レートで指定通貨建に換算し、積み立てます。
- 市場金利情勢に応じて設定された責任開始日における予定利率を、年金支払開始日前および年金支払開始日以後の期間を通じて適用します。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映する仕組み（市場価格調整）となっております。
- その他所定の特約を付加することにより、年金、死亡給付金および解約払戻金等を円によりお支払いすることもできます。

＜ご注意＞

※年金額は、年金支払開始日前日末の積立金額を年金原資として、契約日における当社の定める率等により計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

※指定通貨のご変更はできません。

※年金支払開始年齢および保険料払込期間のご変更はできません。

※この保険に配当金はありません。

この保険のしくみ

○しくみ図　（例）年金の種類：確定年金、年金支払期間：10 年

（イメージをあらわしたものです）

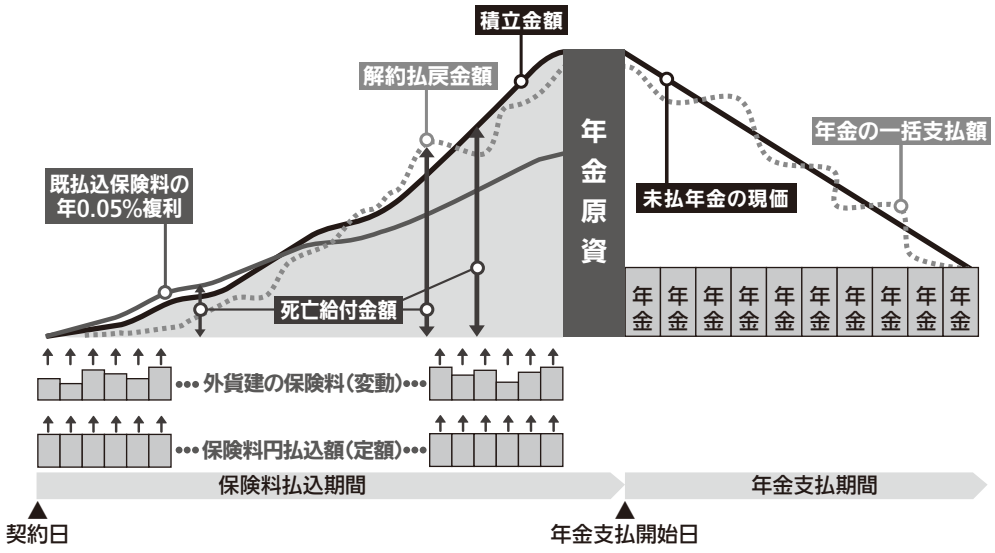

●年金の種類

年金の種類は、年金総額保証付終身年金および確定年金があります。

年金総額保証付終身年金	年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。年金原資に当社の定める範囲内でご契約者が指定した割合（保証金額割合）を乗じて得た金額（保証金額）の年金受取を保証します。
確定年金	年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中、年金をお支払いします。

＜ご注意＞

※募集代理店により、お取扱いが異なります。ご契約いただける年金の種類、保証金額割合および年金支払期間等は、契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）をご参照ください。

※年金の種類、保証金額割合および年金支払期間を変更することはできません。

●高額割引

保険料円払込額が、当社の定める金額以上の場合、保険契約関係費に高額割引が適用され、適用のない契約より積立金が増加します。

＜ご注意＞

※高額割引の適用可否の判定はご契約毎に行い、他のご契約との通算は行いません。

※保険料円払込額の減額により、上記条件を満たさなくなった場合は、高額割引の適用が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●予定利率

予定利率は、毎月１回（１日）、その時の市場金利情勢に応じて設定されます。

「予定利率」とは、基準金利に－ 0.5%から 1.5%（＊）を増減させた範囲内で当社が定めた率をいい、責任開始日の属する月の予定利率が、年金支払開始日前および年金支払開始日以後の期間を通じて適用されます。責任開始日の予定利率を必ずご確認ください。

＊基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、予定利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

●市場価格調整

解約払戻金に市場金利に応じて資産の時価の変動を反映する仕組みとなっているため、解約払戻金のお支払い等の際には、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されます。

■給付金および年金について

■ 年金支払開始日前の保障内容について

●死亡給付金のお支払い

- 被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたとき
支払額	被保険者が亡くなられた日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算したつぎのいずれか大きい金額 ①積立金額 ②払込まれた保険料相当額を年 0.05%で複利計算して得た金額 ③解約払戻金額
受取人	死亡給付金受取人

- 死亡給付金の支払事由が生じましたら、死亡給付金受取人はすみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由の発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

●死亡給付金受取人が亡くなられたときは、すみやかにカスタマーサービスセンターまでご連絡ください

- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

※死亡給付金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

○（例）ご契約者・被保険者Ａさん、死亡給付金受取人Ｂさん

Ｂさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。その後、Ａさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、ＣさんとＤさんが死亡給付金受取人となります。この場合、ＣさんとＤさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ５割ずつ）となります。

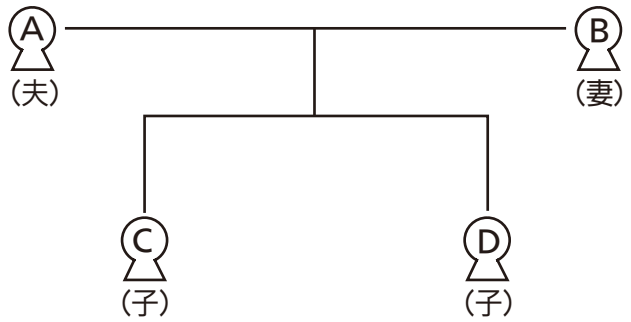

＜ご注意＞

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

●遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

年金支払開始日以後の保障内容について

●年金のお支払い

- ご契約時にお選びいただいた年金の種類によって、毎年次のとおり年金をお支払いします。

名称	年金総額保証付終身年金	確定年金
	年金	年金
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存していること ②被保険者が年金支払日に亡くなられているときであって、すでにお支払いした年金およびお支払いすることの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと（＊）	被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき
支払額	年金原資にもとづき、ご契約日における当社の定める率等により計算した年金額。ただし、ご契約締結後にその年金額が変更されたときは、変更後の年金額。	年金原資にもとづき、ご契約日における当社の定める率等により計算した年金額。ただし、ご契約締結後にその年金額が変更されたときは、変更後の年金額。
受取人	年金受取人	年金受取人

＊年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、この事由に該当して年金が支払われる期間を「受取保証部分の期間」といいます。

- 次の期間中に被保険者が亡くなられても、その期間中は継続して年金をお支払いします。

年金の種類	継続支払期間
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の期間中
確定年金	年金支払期間中

●年金の分割支払

- 年金受取人は、１年分の年金額を定額に分割する分割支払をご請求いただけます。
- 年金の支払期日は、年金の分割回数に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

分割回数	支払期日
年 12 回払	年金支払日および年金支払日の毎月の応当日
年６回払	年金支払日および年金支払日の２ヵ月後、４ヵ月後、６ヵ月後、８ヵ月後、10 ヵ月後の月単位の応当日
年４回払	年金支払日および年金支払日の３ヵ月後、６ヵ月後、９ヵ月後の月単位の応当日
年２回払	年金支払日および年金支払日の６ヵ月後の月単位の応当日

＜ご注意＞

※分割後の１回の支払額が所定の金額に満たないときは、お取扱いできません。

※募集代理店により、年金の分割支払のお取扱いが異なります。

●年金受取人について

年金受取人は、年金支払開始日にご契約上の一切の権利義務を承継します。

●継続年金受取人のご指定

- ご契約者は、年金支払開始日前に、被保険者の同意を得た上で、年金受取人が亡くなられたときに年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継する継続年金受取人をご指定いただきます。
- 継続年金受取人をご指定される場合には、当社へご通知ください。
- 年金支払開始日以後に年金受取人が亡くなられた場合は、次のとおりとします。
  - 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人のご契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - 年金受取人が亡くなられた時に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とし、被保険者がいない場合には、年金受取人の法定相続人とします。
- 年金支払開始日前に年金受取人が亡くなられた場合で、その亡くなられた時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
  - 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
  - 年金支払開始日に継続年金受取人が指定されていないときは、継続年金受取人は被保険者とします。

●年金受取人または継続年金受取人の変更

- ご契約者は年金支払開始日前に限り、年金受取人は年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、年金受取人または継続年金受取人を変更することができます。
- 年金受取人または継続年金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の年金受取人に年金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の年金受取人から年金等の請求を受けても、当社は年金等をお支払いしません。

●遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

ご契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

●年金の一括支払

- 年金支払開始日以後、年金受取人は、将来の年金支払にかえて、年金の一括支払をご請求することができます。
- 年金の一括支払額は、市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が、お払込保険料の合計額を下回る場合があります。

●年金の一括支払額の計算方法

- 年金の一括支払額は、年金の種類ごとに基準となる金額に対して、市場金利情勢に応じた市場価格調整を適用した金額となります。
- 年金の一括支払額は次のとおり計算します。

  年金の一括支払額＝基準となる金額×（1 －年金一括支払計算基準日（＊ 1）の市場価格調整率（＊ 2））

※「基準となる金額」とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。

年金の種類	基準となる金額
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の未払年金の現価
確定年金	残余年金支払期間に対する未払年金の現価

＊1 「年金一括支払計算基準日」とは、「年金一括支払の完備された必要書類が当社に到着した日」をいいます。

＊2 年金一括支払計算基準日が、契約日から 40 年経過以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

●年金一括支払計算基準日の市場価格調整率

年金一括支払計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k'(m+r-t)\}/12}$$

ただし、年金一括支払計算基準日が、契約日から 40 年経過以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

i　は、契約に適用される予定利率を計算するための基準金利

j　は、年金一括支払計算基準日の属する月に適用する基準金利（年金一括支払計算基準日の属する月の前月の指標金利を当社の定める方法により計算した平均値）

c　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊1）で、0.10%
ただし、年金一括支払計算基準日が、契約日から 30 年経過以後のときは、c はゼロとします。

k′は、年金一括支払可能な期間（＊2）に応じた係数

年金一括支払可能な期間	係数
30 年未満	0.40
30 年以上	0.35

m　は、契約日から年金支払開始日前日までの月数

r　は、年金一括支払可能な期間（＊2）の月数

t　は、契約日からの経過月数

＊1 年金一括支払額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日）と年金一括支払計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、年金一括支払額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「年金一括支払計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、年金一括支払計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が 2.00%の場合、年金一括支払計算基準日の未払年金の現価に対して年金支払開始日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

経過年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
控除率	0.35%	0.31%	0.27%	0.23%	0.20%	0.16%	0.12%	0.08%	0.04%	0.00%

※年金の種類：10 年確定年金、契約日から年金支払開始日前日までの年数：10 年で計算しています。

＊2「年金一括支払可能な期間」とは、年金の種類に応じて次の期間とします。

年金の種類	年金一括支払可能な期間
年金総額保証付終身年金	年金支払開始時の受取保証部分の期間
確定年金	年金支払期間

○市場価格調整率の与える影響（未払年金の現価を１とした場合の年金の一括支払額）

【ご契約例】年金の種類：10 年確定年金 / 契約日から年金支払開始日前日までの年数：10 年
ご契約に適用されている予定利率を計算するための基準金利：2.00%

年金支払開始日からの経過年数	基準金利の変動幅						
	2.00%上昇	1.00%上昇	0.50%上昇	変化なし	0.10%低下	0.50%低下	1.00%低下
1	0.929	0.962	0.979	0.997	1.000	1.014	1.032
2	0.937	0.966	0.981	0.997	1.000	1.013	1.029
3	0.945	0.970	0.984	0.997	1.000	1.011	1.025
4	0.952	0.975	0.986	0.998	1.000	1.010	1.022
5	0.960	0.979	0.988	0.998	1.000	1.008	1.018
6	0.968	0.983	0.991	0.998	1.000	1.006	1.014
7	0.976	0.987	0.993	0.999	1.000	1.005	1.011
8	0.984	0.992	0.995	0.999	1.000	1.003	1.007
9	0.992	0.996	0.998	1.000	1.000	1.002	1.004
10	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

○年金の一括支払額の計算例

この計算例は、それぞれの条件の場合における年金の一括支払額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

年金の種類：10 年（120 ヵ月）確定年金

契約日から年金支払開始日前日までの年数：10 年（120 ヵ月）

基準となる金額：100,000 米ドル

ご契約に適用されている予定利率を計算するための基準金利：2.00%

ご契約日から年金一括支払計算基準日までの経過年数：15 年（180 ヵ月）

□年金一括支払計算基準日の属する月に適用する基準金利が 1.00%の場合

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%}\right)^{\{0.4\times(120+120-180)\}/12}$$

$$= -1.79\%$$

年金の一括支払額 ＝ 100,000米ドル ×（1－(－1.79%)）＝ 101,790米ドル

□年金一括支払計算基準日の属する月に適用する基準金利が 3.00%の場合

$$\text{年金一括支払計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%}\right)^{\{0.4\times(120+120-180)\}/12}$$

$$= 2.12\%$$

年金の一括支払額 ＝ 100,000米ドル ×（1－2.12%）＝ 97,880米ドル

○年金の一括支払後のお取扱い

- 年金の種類により以下のとおりとなります。

年金の種類	年金の一括支払後のお取扱い
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の期間満了後、毎年の年金支払日に被保険者が生存されているときは、年金をお支払いします。
確定年金	ご契約は、年金の一括支払を行った時に消滅します。

■予定利率と市場価格調整について

●予定利率について

- 予定利率は、毎月１回（１日）、その時の市場金利情勢に応じて設定され、積立金の計算等に用います。
- 「予定利率」とは、基準金利に－ 0.5%から 1.5%（＊）を増減させた範囲内で当社が定めた率をいい、責任開始日の属する月の予定利率が、年金支払開始日前および年金支払開始日以後の期間を通じて適用されます。

＊基準金利の算出に用いる国債と実際の運用資産との運用期間の差、予定利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して定めます。

＜ご注意＞

・責任開始日の予定利率を必ずご確認ください。

・ご契約の復活をされた場合でも、ご契約締結時の予定利率が引き続き適用されます。

●基準金利について

- 予定利率計算の基準となる基準金利は、指定通貨に応じた次の指標金利の当社所定の期間における平均値（＊ 1）とし、毎月１回（１日）設定されます。

＊1 当社所定の期間における平均値は、当社が基準金利を設定する日（毎月の１日）の２営業日前～４営業日前のいずれかの日から遡って５日分（指標金利が取得できない日がある場合、その日を除いて５日分）の平均値となります。

指定通貨	指標金利（＊ 2）（＊ 3）
米ドル	残存期間 20 年のアメリカ合衆国国債の複利利回り
豪ドル	残存期間 20 年のオーストラリア国債の複利利回り

＊2 当社では Bloomberg（ブルームバーグ）社（金融・経済情報を配信するアメリカ合衆国の総合情報サービス会社）から提供される指定通貨に応じた国債金利（指定通貨が米ドルの場合はアメリカ合衆国国債、豪ドルの場合はオーストラリア国債）を指標金利として使用します。ただし、指標として適切な金利が取得できなくなった場合等には、金融情報サービス会社を将来変更することがあります（この場合、原則、金融情報サービス会社を変更する日の２ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。

＊3 将来の運用情勢の変化によりアメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利が算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、アメリカ合衆国国債金利またはオーストラリア国債金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります（この場合、指標金利を変更する日の２ヵ月前までに契約者にその旨を通知します）。

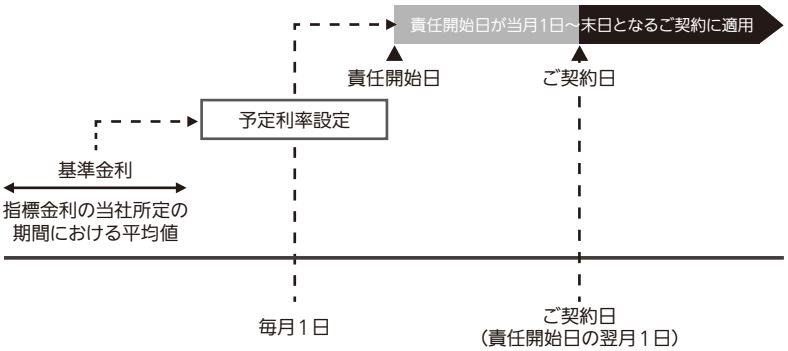

●市場価格調整について

解約払戻金のお支払い等の際には、市場価格調整を適用します。

●市場価格調整（Market Value Adjustment）

- 市場価格調整とは、解約払戻金等のお支払いの際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法で、資産と負債（積立金）をマッチングさせるＡＬＭ（資産・負債総合管理）的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。例えば、投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

  この市場価格調整を行うことにより、解約等が発生した時点で適用される基準金利（＊ 1）が、ご契約時点（投資時点）の基準金利（＊ 2）よりも低いときは、解約払戻金等の支払額は増加します。

  また、解約等が発生した時点で適用される基準金利（＊ 1）が、ご契約時点（投資時点）の基準金利（＊ 2）よりも高いときは、解約払戻金等の支払額は減少します。

- なお、この保険では、解約等が発生した時点で適用される基準金利（＊ 1）が、ご契約時点（投資時点）の基準金利（＊ 2）よりも 0.10%超低下している場合（契約日より 30 年経過以後のときは、ご契約時点の基準金利よりも低下している場合）に、解約払戻金等の支払額は増加します。逆に基準金利が上昇あるいは低下していてもその幅が 0.10%未満の場合（契約日より 30 年経過以後のときは、基準金利が上昇している場合）は、解約払戻金等の支払額は減少します。

＊1 解約等の計算基準日の属する月に適用される基準金利となります。

＊2 ご契約時点（投資時点）で適用される予定利率を計算するための基準金利となります。

○市場価格調整が適用される場合

市場価格調整は、年金支払開始日前と年金支払開始日以後の期間において、次の場合に適用されます。

ただし、解約等の計算基準日が、契約日から 40 年経過以後のときは、市場価格調整は適用されません。

適用する場合	適用される市場価格調整
解約の場合	解約の必要書類が当社に到着した日（＊）（「解約計算基準日」といいます）の市場価格調整率を適用します。
年金の一括支払をする場合	年金の一括支払の必要書類が当社に到着した日（＊）（年金一括支払計算基準日）の市場価格調整率を適用します。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

■死亡給付金等をお支払いできない場合について

死亡給付金等をお支払いできない場合があります。

●免責事由に該当した場合

次のいずれかにより、被保険者が亡くなられても、死亡給付金をお支払いすることはできません。

①責任開始の日（復活の場合は最終の復活の責任開始期の属する日）からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺

②戦争その他の変乱

③死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。

④ご契約者の故意

＜ご注意＞

※ただし、上記①の場合で、精神疾患などによる自殺については死亡給付金をお支払いする場合もありますのでカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※ただし、上記②の場合で、その原因により亡くなられた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額をお支払い、または削減してお支払いすることがあります。

●重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、当社がご契約を解除した場合、その該当した事由の発生時以後に年金または死亡給付金（以下「死亡給付金等」といいます）の支払事由が生じていても、死亡給付金等をお支払いすることはできません（下記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。また、すでに死亡給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

なお、年金の受取人が下記③の事由のみに該当した場合で、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

①ご契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき

②この契約の死亡給付金のご請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、反社会的勢力（＊１）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊２）を有していると認められるとき

④この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、当社のご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない上記①、②、③の事由と同等の事由があるとき

＊１ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

＊２ 反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

●不法取得目的による無効の場合

ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活されたときは、ご契約は無効となります。この場合には、お払込みいただいた保険料は払戻しません。

●詐欺による取消の場合

ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結または復活されたときは、ご契約は取り消されます。この場合には、お払込みいただいた保険料は払戻しません。

●ご契約が失効した場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失ったときは、死亡給付金等をお支払いすることはできません。

■付加できる特約について

●円換算払込特約

この特約を付加することにより、保険料を円によりお払込みいただけます。

対象	換算基準日	適用する為替レート
第 1 回保険料（相当額）	当社が受領した日	当社所定の為替レート（＊）
第 2 回以後の保険料	払込期月の前月末日	
ご契約の復活の延滞保険料および利息	当社が受領した日	

＊「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。円を指定通貨に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）に 50 銭を加えた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※この特約を解約することはできません。

●円払込額を定める場合の特則

- この特則を適用することにより、払込まれた円貨の保険料相当額（円払込額）をもとに指定通貨建の保険料を計算し充当することができます。
- ご契約者は、主契約締結の際に円払込額を定めて、保険料をお払込みいただく際には円払込額によりお払込みいただくものとします。円払込額の指定通貨建の保険料への換算は、上記の為替レートを用いて計算します。

●円換算支払特約

この特約を付加することにより、解約払戻金および死亡給付金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
解約払戻金	必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）	当社所定の為替レート（＊2）
死亡給付金		

＊1「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日における TTM（対顧客電信仲値）に為替手数料を含んだ額となります。指定通貨を円に換算する場合は、TTM（対顧客電信仲値）から 50 銭を差し引いた額となります。1日のうちに TTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは 2023 年 1 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

＜ご注意＞

※この特約を死亡給付金等の一部分のみに対して適用することはできません。

●年金円換算支払特約

- この特約を付加することにより、毎回の年金等を円によりお支払いします。

対象	換算基準日	適用する為替レート
年金	年金支払日または必要書類が当社の本店に到着した日（＊1）の翌営業日のいずれか遅い日	当社所定の為替レート（＊2）
年金の一括支払	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日（＊1）	

＊1 「必要書類が当社の本店に到着した日」とは、完備された必要書類が当社の本店に到着した日をいいます。

＊2 「当社所定の為替レート」は、当社が指標として指定する金融機関が公示する、換算基準日におけるTTM（対顧客電信仲値）となります。1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※換算基準日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 年金受取人は第1回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

＜ご注意＞

※この特約を付加して円により年金をお支払いした後は、毎回円での年金支払となり、以後の年金を指定通貨によりお支払いすることはありません。

●新為替ターゲット特約

この特約を年金円換算支払特約と併せて付加することにより、毎回の年金を、為替水準に応じて円によりお支払いまたは指定通貨により据置くことができます。

●為替ターゲットレート

- 為替ターゲットレートとは、円による年金のお支払いまたは指定通貨による年金の据置きを決定する際の基準となる為替レートをいいます。
- ご契約者（第1回の年金の請求時以後は年金受取人）に特約付加申込日の年金円換算支払特約に定める当社所定の為替レートをもとに当社所定の取扱い範囲内でご指定いただけます。
- 年金支払開始日以後、毎回の為替判定日（年金円換算支払特約に定める年金円換算基準日）において、為替ターゲットレートを基準として、円による年金のお支払いまたは指定通貨による年金の据置きを決定します。

●年金の円によるお支払い

- 為替判定日において、年金円換算支払特約に定める当社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合には、指定通貨により年金を据置きます。
- 為替判定日において据置かれた年金（以下「据置年金」といいます）がある場合、据置年金を当社所定の利率により計算した利息と併せて円によりお支払いします。

○（例）指定通貨が豪ドルの場合のイメージ

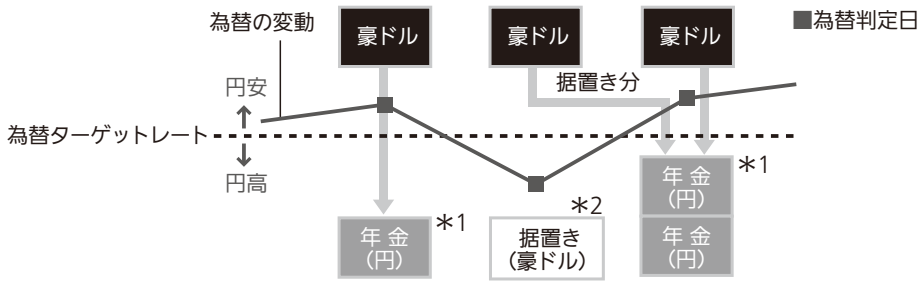

＊1 為替判定日における年金円換算支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合

⇒円により年金をお支払い

＊2 為替判定日における年金円換算支払特約に定める当社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合

⇒指定通貨により年金を据置き

●据置年金および利息の引出し

年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または指定通貨により引出すことができます。

●最後の年金支払時のお取扱いについて

最後の為替判定日における為替判定の結果、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、円により年金をお支払いし、円高となった場合は、指定通貨により年金をお支払いします（最後の為替判定日において据置年金があるときについても、同様の取扱いとなります）。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。

●その他のお取扱い

- 主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を指定通貨によりお支払いします。ただし、年金受取人からお申出があった場合には、円によりお支払いします。
- 年金受取人は、主契約の第 1 回の年金の請求の時および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日に、為替ターゲットレートの変更またはこの特約の解約をすることができます。

＜ご注意＞

※主契約に付加されている年金円換算支払特約が解約されたときは、この特約は消滅します。

●個人年金保険料税制適格特約

- この特約を付加することにより、お払込みいただく保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けることができます。
- この特約を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、お払込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。
- この特約が付加された主契約は、次のいずれも満たすことを要します。

  ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること

  ②年金受取人は被保険者と同一人であること

  ③保険料払込期間が 10 年以上であること

  ④年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が 60 歳以上で、かつ、年金支払期間が 10 年以上であること
- 上記の付加条件に反するご契約内容の変更は、お取扱いできません。
- ご契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。
- 保険料の減額等に伴う払戻金があるときや保険料前納期間が満了した場合で前納保険料に残額があるときは、当社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、年金支払開始日まで契約が有効に継続したときは年金原資に繰入れ年金額の買増にあてられます。

＜ご注意＞

※この特約のみを解約することはできません。

●保険契約者代理特約

- この特約における保険契約者とは、保険契約者のほか、次のとおりとします。（以下、総称して「ご契約者」とします。）

  ①保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

  ②保険金等（主契約・特約・特則の約款（以下「主約款等」といいます）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません）が年金によって支払われている場合のその年金の受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

  ③その他保険契約者に準じる者であると当社が認めた者
- ご契約者が、保険契約者代理特約を付加し、保険契約者代理人を指定することにより、ご契約者が当社所定のお手続きを行うことができない次の事情があるとき、この特約によりご契約者の代わりにお手続きを行うことができます。

  ○手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めたとき

  ○その他これに準じる状態であると当社が認めたとき
- 保険契約者代理人が行うことができるお手続きは次のとおりとします。

  ①主約款等に定めるご契約者が行うことができる手続き

  ②ご契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き

  ③当社の定める特約の付加等の申出
- ただし、次のお手続きを除きます。

  ①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求

  ②ご契約者の変更の請求

  ③告知を要する手続き

  ④保険契約者代理人の変更指定の請求

  ⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求

⑥指定代理請求人が代理することができる手続き（指定代理請求特約が付加されていない場合も含まれます。）

- 保険契約者代理人は 1 名とし、次の範囲から指定していただきます。

・次の範囲内の者

①ご契約者の戸籍上の配偶者

②ご契約者の直系血族

③ご契約者の兄弟姉妹

④ご契約者と同居し、または、ご契約者と生計を一にしているご契約者の 3 親等内の親族

・上記のほか、次の範囲内の者で、ご契約者のために代理手続きを行うべき相当な関係があると当社が認めた者

⑤ご契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている者

⑥ご契約者の財産管理を行っている者

⑦保険金等の受取人または継続年金受取人

⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、保険契約者代理人は代理対象手続き時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者は会社の同意を得て、保険契約者代理人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理対象手続き時に、保険契約者代理人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、ご契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはご契約者と生計を一にする３親等内の親族）が、当社の承諾を得て、ご契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
- 保険契約者代理人が行ったお手続きは、ご契約者に対してその効力を生じます。

＜ご注意＞

※保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、当社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

※次のいずれかに該当した場合には、保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。

①保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせたとき

②保険契約者代理人が故意にご契約者を代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき

③保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき

④保険契約者代理人が上記の当社が求めた事項を行うことができなかったとき

※次のいずれかに該当した場合は、特約は消滅します。

①ご契約者が死亡したとき

②ご契約者が変更されたとき

③主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

④ご契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき

※ご契約者が法人の場合は保険契約者代理人によるお手続きはできません。

※保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行ったご契約者の代理人に支払った場合、その後、重複してその支払金の請求を受けてもお支払いしません。

※ご契約者に後見人等が選任されている場合には、ご契約者の代理人は、代理対象手続きを行うことができません。

●指定代理請求特約

ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、この特約により年金受取人の代わりに年金の請求（代理請求）を行うことができます。

〇年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき

〇その他これに準じる状態であると当社が認めたとき

- 代理請求を行うことができるのは、被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求となります。
- 指定代理請求人は 1 名とし、次の範囲から指定していただきます。

・次の範囲内の者

①被保険者の戸籍上の配偶者

②被保険者の直系血族

③被保険者の兄弟姉妹

④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族

・上記のほか、次の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

⑤被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者

⑥被保険者の財産管理を行っている者

⑦死亡保険金（給付金）受取人等

⑧その他⑤⑥⑦に掲げる者と同等の関係にある者

なお、指定代理請求人は年金の請求時において、上記の範囲内であることを要します。

- ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）が被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記の範囲内で変更することができます。
- 代理請求時に、指定代理請求人がすでに死亡している場合や上記の範囲外になっている場合等は、年金受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその年金受取人と生計を一にする 3 親等内の親族）が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

＜ご注意＞

※指定代理請求人は、契約内容の変更等をすることはできません。

※故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた指定代理請求人および故意に年金受取人を年金の請求ができない状態に該当させた年金受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

※代理人から年金の請求を受け、年金をお支払いした場合で、その年金の請求を受けても重複してその年金をお支払いしません。

※年金受取人に後見人等が選任されている場合には、年金受取人の代理人は、代理請求を行うことはできません。

■ご契約後について

●各種変更・請求手続きについて

- 次の場合には、すみやかにご契約者よりカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

  ご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、ご契約年月日をあらかじめご確認のうえ、ご連絡いただきますと、より早く正確にご回答申し上げることができます。

  ○転居、町名変更等により住所を変更される場合

  ○ご契約者、死亡給付金受取人等の変更や改姓、改名による名義の変更をご希望の場合

  ○ご契約内容の変更をご希望の場合

  ○保険証券を紛失された場合

  ○その他必要書類や請求書記入方法等のご質問

＜ご注意＞

※当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- 各種変更・請求手続きのための必要書類は約款の「請求手続」に記載されています。ただし、当社は記載以外の書類のご提出を求めたり、一部の省略を認めることがありますので、各種手続きの必要が生じた場合には、カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

●カスタマーサービスセンターについて

お電話により、次のサービスをご利用いただけます。

○ご契約内容等のご照会

○各種請求書類のお取寄せ

【お問い合わせ先】

カスタマーサービスセンター　0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

※お問い合わせの際は、証券番号または年金支払証書番号をご確認のうえ、ご契約者または年金受取人ご本人よりお願いいたします。

●年金・死亡給付金のお支払期限について

- 支払事由が生じた年金・死亡給付金のご請求があった場合、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 5 営業日以内にお支払いします。ただし、年金・死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとなります。

①	年金・死亡給付金をお支払いするための確認が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日以内にお支払いします。 • 年金・死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 • 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 • 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	
②	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合には、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めてそれぞれに定める日数（複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日以内にお支払いします。	
	• 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60 日
	• 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	180 日
	• 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	180 日
	• ご契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180 日
	• 日本国外における調査が必要な場合	180 日

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または完備された必要書類が当社に到着した日のいずれか遅い日）をいいます。

- 年金・死亡給付金をお支払いするための上記①および②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人・年金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・死亡給付金をお支払いしません。

●保険料のお払込方法について

保険料は、払込期月内にお払込みください。

●保険料のお払込方法〈経路〉について

- 保険料のお払込方法〈経路〉には、次のような方法があります。

経路	内容
□座振替扱	当社が提携している金融機関等でご契約者が定めた□座から自動的にお払込みいただく方法です。（＊）
クレジットカード扱	当社が指定するクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより保険料を決済する方法です。
送金扱	当社の指定した金融機関等の□座に送金することによりお払込みいただく方法です。

＊保険料の□座振替ができなかったときは、月払契約の場合は翌月の振替日に翌月分と合わせて 2 ヵ月分（継続一括払の場合は、再度同一月数分）、年払契約の場合は振替日の翌月の振替応当日に再度、□座振替を行います。

- お払込方法〈経路〉の変更を希望される場合は、すみやかにカスタマーサービスセンターまでお申出ください。当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法〈経路〉に変更させていただきます。
- この場合、新たなお払込方法〈経路〉に変更されるまでの間の保険料のお払込みについては、お手数でも、カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

＜ご注意＞

※募集代理店により、お払込方法〈経路〉のお取扱いが異なります。

●保険料のお払込方法〈回数〉について

- 保険料のお払込方法〈回数〉には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払込みいただく方法です。 払込期月は、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。
年払	年に 1 回、1 年分の保険料をまとめてお払込みいただく方法です。 払込期月は、年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。

- お払込方法〈回数〉の変更を希望される場合は、すみやかにカスタマーサービスセンターまでお申出ください。当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法〈回数〉に変更させていただきます。

＜ご注意＞

※保険料のお払込方法〈経路〉により、お払込方法〈回数〉のお取扱いが異なります。

●保険料の一括払について

- 保険料の払込方法（回数）が月払契約の場合、12 カ月以内の将来の円払込額を当社所定の取扱い範囲内でまとめてお払込みいただくことができます。一括払された円払込額は、月単位の契約応当日が到来するたびに円払込額をもとに指定通貨建の保険料を計算し充当します。
- 保険料のお払込みを要しなくなった場合、一括払された円払込額に残額があるときは、その残額を払い戻します。
- 当社所定の取扱い範囲内で繰り返し同一月数分の円払込額を一括払することができます。（継続一括払）

●保険料の前納について

- 将来の一定期間分の保険料をまとめてお払込みいただくことを保険料の前納といいますが、口座振替扱およびクレジットカード扱ではお取扱いしておりません。

●保険料のお払込みの猶予期間について

- 払込期月内に保険料のお払込みがない場合でも、猶予期間があります。
- 保険料のお払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は失効します。保険料は遅くとも猶予期間内にお払込みください。

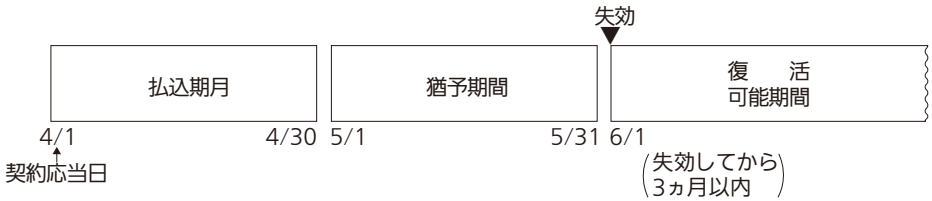

※猶予期間内に保険料が払込まれない場合で、その猶予期間満了日の翌日が年金支払開始日のときは、契約は効力を失わないものとし、年金をお支払いします。

＜ご注意＞

※「保険料の振替貸付（保険料のお立替え）」「保険料払込の停止・保険料払込の自動停止」「払済年金保険への変更」の制度はありません。

●ご契約の復活について

- 万一、ご契約の効力がなくなっても、失効してから 3 カ月以内であれば、当社所定の手続をとっていただくことにより、ご契約の復活ができます。
- 当社が復活を承諾したときは、当社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する当社所定の利率による利息をお払込みください。

●死亡給付金等の支払事由が発生した場合の保険料について

●保険料と保険料期間について

- 毎回お払込みいただく保険料は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に対応する保険料です。

〈例〉月払契約の場合

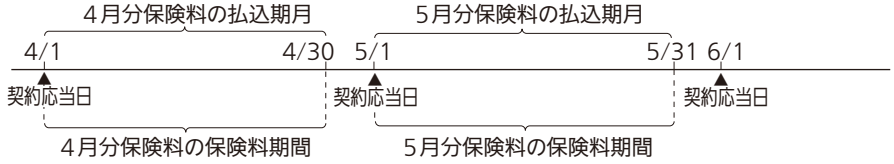

●死亡給付金支払の際の保険料の精算について

- 死亡給付金の支払事由が発生した日を含む保険料期間に対応する保険料が払込まれていない場合は、死亡給付金のお支払いのときにその未払込みの保険料を死亡給付金から差し引きます。

（例）

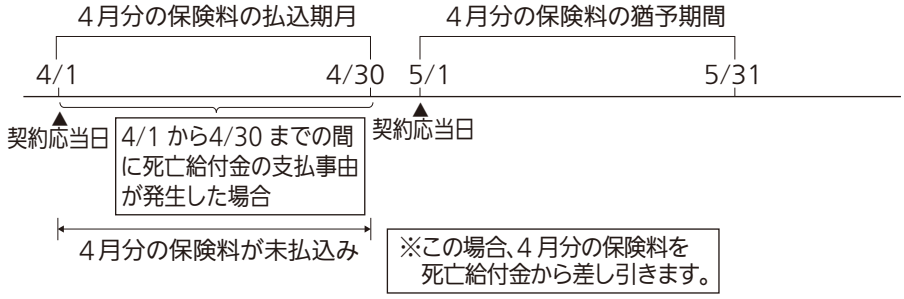

- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に死亡給付金の支払事由が発生した場合は、２ヵ月分の保険料を死亡給付金から差し引きます。

（例）

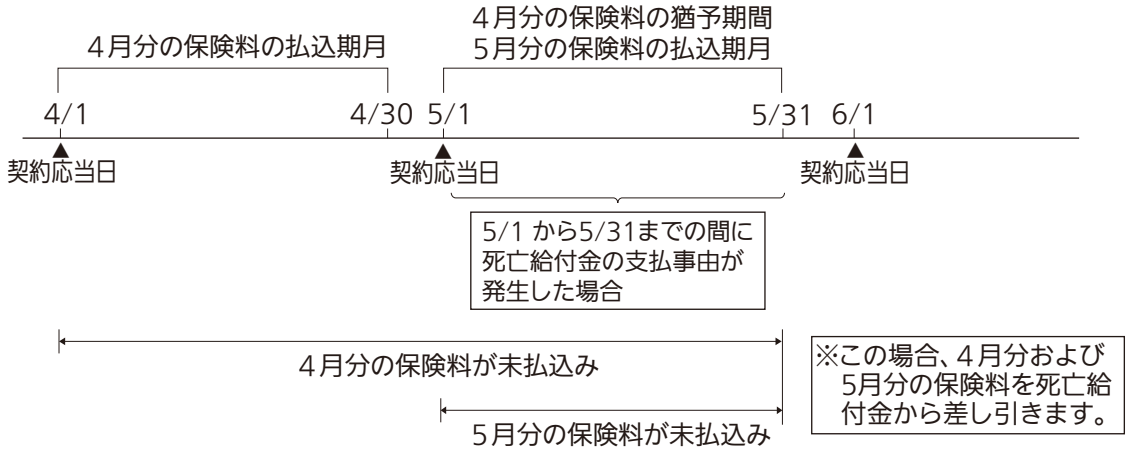

●年金支払の際の保険料の精算について

- 猶予期間中に年金の支払事由が生じた場合には、未払込みの保険料を支払うべき年金から差し引きます。
- 猶予期間内に保険料が払込まれない場合で、その猶予期間満了日の翌日が年金支払開始日のときは、契約は効力を失わないものとし、年金をお支払いします。この場合、その支払うべき年金から未払込みの保険料を差し引きます。

●ご契約の消滅時の保険料の取扱いについて

- ご契約が保険料期間の途中で消滅した場合、その消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払込まれているときでも、その保険料期間のうちご契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額の払戻しはありません。

●保険料のお払込みが困難になられたときについて

- 保険料のお払込みが困難になられたときでも、保険料の減額をしていただくことにより、保険料の負担を軽くすることができます。

＜ご注意＞

※「保険料の振替貸付（保険料のお立替え）」「保険料払込の停止・保険料払込の自動停止」「払済年金保険への変更」の制度はありません。

●保険料の減額

- ご契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも保険料を減額することができます。ただし、減額後の保険料が所定の金額に満たないとき、保険料一括払期間中および保険料前納期間中は、お取扱いできません。
- 保険料を減額したときは、同じ割合で払込まれた保険料額および積立金額についても減額されるものとします。
- 減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱います。

＜ご注意＞

※保険料の減額をされた場合、減額分は解約したものとして取扱いますので、解約払戻金に市場価格調整および解約控除が適用されます。

●年金の種類等の変更

ご契約の申込時にお選びいただいた年金の種類、保証金額割合および年金支払期間は、以後変更することができません。

●解約

- ご契約者は、年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約することができます。ただし、ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。
- ご契約を解約して解約払戻金があるときは、解約払戻金を受取ることができます。
- 解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（＊）の翌日からその日を含めて５営業日以内にお支払いします。

＊「必要書類が当社に到着した日」とは、完備された必要書類が当社に到着した日をいいます。

●解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金は、当社の定める方法により計算した積立金額に市場価格調整および解約控除を適用した金額となります。
- 解約払戻金は、積立金をもとに次のとおり計算します。

  解約払戻金＝解約計算基準日の積立金×（1 －解約控除率）×（1 －市場価格調整率）
- 解約控除率は、ご契約日からの経過月数（保険料をお払込みいただいた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数となります。）に応じて次のとおりとなります。

  解約控除率＝ 36% ×（12 ／所定の月数）×（1 －経過月数／ 120）

  所定の月数：月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数、年払契約の場合は保険料をお払込みいただいた年数× 12

なお、ご契約日からの経過月数（保険料をお払込みいただいた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数となります。）が 120 ヵ月以上の場合はゼロとなります。

●解約計算基準日の市場価格調整率

解約計算基準日の市場価格調整率は、次のとおり計算します。

ただし、解約計算基準日が、契約日から 40 年経過以後（＊1）のときは、市場価格調整率はゼロとします。

$$\text{解約計算基準日の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k(m-t)+k'\times r\}/12}$$

i　は、契約に適用される予定利率を計算するための基準金利

j　は、解約計算基準日の属する月に適用する基準金利（解約計算基準日の属する月の前月の指標金利を当社の定める方法により計算した平均値）

c　は、金利変動等の影響を補正するための率（＊2）で、0.10%
ただし、解約計算基準日が、契約日から 30 年経過以後（＊1）のときは、c はゼロとします。

k　は、年金開始年齢に応じた係数

年金開始年齢	係数
69 歳以下	0.90
70 歳以上 79 歳以下	0.85
80 歳以上 84 歳以下	0.80
85 歳以上 90 歳以下	0.75

k′　は、年金一括支払可能な期間（＊3）に応じた係数

年金一括支払可能な期間	係数
30 年未満	0.40
30 年以上	0.35

m　は、契約日から年金支払開始日前日までの月数

r　は、年金一括支払可能な期間（＊3）の月数

t　は、契約日からの経過月数（＊1）

＊1 保険料払込期間中の場合は保険料をお払込みいただいた月数のうちの経過した月数（月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数となります）、保険料払込期間経過後は経過した月数により判定します。

＊2 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月 1 日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.10%）を設定しています。

このため、「解約計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額に対して経過年数ごとに一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が 2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額に対してご契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

経過年数	<参考> 1 日	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
控除率	1.21%	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※年金の種類：10 年確定年金、契約日から年金支払開始日前日までの年数：10 年、契約年齢：60 歳、保険料払込方法（回数）：年払で計算しています。

＊3「年金一括支払可能な期間」とは、年金の種類に応じて次の期間とします。

年金の種類	年金一括支払可能な期間
年金総額保証付終身年金	年金支払開始時の受取保証部分の期間
確定年金	年金支払期間

○市場価格調整率の与える影響（解約計算基準日の積立金を1とした場合の解約払戻金）

【ご契約例】年金の種類：10年確定年金 / 契約日から年金支払開始日前日までの年数：10年 / 契約年齢：60歳 / 保険料払込方法（回数）：年払

ご契約に適用されている予定利率を計算するための基準金利：2.00%

ご契約日からの経過年数	基準金利の変動幅						
	2.00%上昇	1.00%上昇	0.50%上昇	変化なし	0.10%低下	0.50%低下	1.00%低下
＜参考＞1日	0.499	0.563	0.598	0.635	0.643	0.675	0.718
1	0.533	0.597	0.631	0.668	0.676	0.708	0.750
2	0.687	0.762	0.803	0.847	0.856	0.893	0.942
3	0.748	0.823	0.864	0.907	0.916	0.953	1.000
4	0.786	0.858	0.897	0.938	0.946	0.980	1.025
5	0.815	0.882	0.918	0.956	0.964	0.996	1.037
6	0.839	0.902	0.935	0.969	0.976	1.005	1.042
7	0.862	0.918	0.947	0.978	0.985	1.010	1.043
8	0.882	0.932	0.958	0.985	0.991	1.013	1.042
9	0.902	0.946	0.968	0.991	0.996	1.015	1.040
10	0.922	0.958	0.977	0.996	1.000	1.016	1.036

※表の数値は、端数処理の関係から、実際の数値と異なるものもあります。

○解約払戻金額の計算例

この計算例は、それぞれの条件の場合における解約払戻金額の計算例です。なお、いずれも以下のご契約例を仮定して計算した例で将来の支払額を約束するものではありません。

【ご契約例】

年金の種類：10年（120ヵ月）確定年金　契約年齢：60歳

契約日から年金支払開始日前日までの年数：10年（120ヵ月）

解約計算基準日の積立金額：100,000米ドル

ご契約日に適用されている予定利率を計算するための基準金利：2.00%

ご契約日から解約計算基準日までの経過年数：5年（60ヵ月）

保険料払込方法（回数）：年払

□解約計算基準日の属する月に適用する基準金利が1.00%の場合

- 市場価格調整率

$$1-\left(\frac{1+2.00\%}{1+1.00\%+0.10\%}\right)^{\{0.85\times(120-60)+0.4\times120\}/12}=-7.59\%$$

- 解約控除率＝36%×（12／60）×（1－60／120）＝3.60%

解約払戻金額＝100,000米ドル×（1－3.60%）×（1－（－7.59%））＝103,716.76米ドル

□解約計算基準日の属する月に適用する基準金利が 3.00%の場合

- 市場価格調整率

$$1-\left(\frac{1+2.00\%}{1+3.00\%+0.10\%}\right)^{\{0.85\times(120-60)+0.4\times120\}/12}=8.47\%$$

- 解約控除率＝ 36% ×（12 ／ 60）×（1 － 60 ／ 120）＝ 3.60%

  解約払戻金額＝ 100,000 米ドル×（1 － 3.60%）×（1 － 8.47%）＝ 88,234.92 米ドル

＜ご注意＞

※お払込みいただいた保険料は、預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、その一部は保険契約の締結･維持、死亡保障に係る費用等に充てられます。また、解約払戻金は、積立金額に対して市場金利情勢に応じた市場価格調整および契約日から解約計算基準日までの経過月数に応じた解約控除が適用されます。したがって、多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約された場合は、まったくないか、あってもごくわずかです。

※すでに払込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、その保険料期間のうちご契約を解約された後の期間に対応する保険料相当額の払戻しはありません。

●被保険者によるご契約者への解約請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①ご契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させようとした場合

②死亡給付金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合

③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

●差押債権者、破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から 1 ヵ月を経過した日に効力を生じます。

●死亡給付金受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡給付金受取人は、ご契約を存続させることができます。
  - ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ・ご契約者でないこと
- 死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から 1 ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

  ①ご契約者の同意を得ること

  ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと

  ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）
- 解約の通知が当社に到達した時から 1 ヵ月を経過する日までの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、このお取扱いは適用せず、解約の通知が当社に到達した時に解約の効力が生じます。

●年金支払証書のご確認

- 第１回の年金支払時に、当社は年金支払証書を年金受取人にお送りします。内容をご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 年金支払証書は各種手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

●管轄裁判所

このご契約における年金、死亡給付金等のご請求に関する訴訟については、当社の本店の所在地または年金受取人もしくは死亡給付金受取人（２人以上いるときは、その代表者とします）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

●時効

年金、死亡給付金、解約払戻金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から３年を経過しますと、その権利がなくなりますので、ご注意ください。

■生命保険料控除と税金について

●生命保険料控除

お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、その年の所得税と住民税のご負担が軽減されます。

＜ご注意＞

※個人年金保険料税制適格特約を付加されたご契約の場合、お払込みいただいた保険料は「個人年金保険料控除」の対象となります。付加されていない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

○一般生命保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者、その他の親族であるご契約です。

○個人年金保険料控除の対象となるご契約

納税する人が保険料を支払い、受取人がご自身または配偶者であるご契約です。

○生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月まで（＊）にお払込みいただいた正味保険料の合計額です。この保険には「円換算払込特約」（「円払込額を定める場合の特則」を適用）が付加されていますので、1月から12月まで（＊）にお払込みいただいた保険料円払込額となります。

＊第1回保険料は契約日の属する月が基準となります。

□所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
20,000円以下のとき	正味払込保険料の全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	正味払込保険料×1/2＋10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	正味払込保険料×1/4＋20,000円
80,000円をこえるとき	一律に40,000円

□住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	生命保険料控除額
12,000円以下のとき	正味払込保険料の全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	正味払込保険料×1/2＋6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	正味払込保険料×1/4＋14,000円
56,000円をこえるとき	一律に28,000円

○生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには、申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、次の要領で申告してください。

□給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に、「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

□申告納税者

事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際、「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付して、2月16日から3月15日の間に税務署に提出し、控除を受けてください。

●死亡給付金に対する課税

ご契約内容	ご契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）＋住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

●解約払戻金に対する課税

解約差益（解約払戻金額と払込保険料総額との差額）は一時所得として所得税・住民税の対象となります。

●年金受取時の課税

課税時		税金の種類
毎年の年金支払時		所得税（雑所得）（＊）＋住民税
年金の一括支払時	年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税

＊契約者と年金受取人が異なる場合、所得税（雑所得）のほかに年金支払開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。

●税務取扱上の適用為替レート

この契約にかかる金銭の授受は、全て指定通貨により行われますが、日本において契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱いについては、他の円建の生命保険と同じになります。

円換算時に用いる為替レートは、一般的に次の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。詳しくは、税務署等にご確認ください。

対象	換算基準日	適用為替レート（＊1）
死亡給付金	支払事由発生日（相続税・贈与税の対象となる場合）	TTB（＊2）
	支払事由発生日（所得税の対象となる場合）	TTM
年金	年金支払開始日（贈与税の対象となる場合）	TTB（＊2）
	毎年の年金支払日（所得税の対象となる場合）	TTM
解約払戻金	解約効力発生日	TTM

※円換算払込特約、円換算支払特約または年金円換算支払特約を付加する場合、円で行われた金銭の授受については、実際に授受された円の金額により税務計算します。

＊1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

＊2 「TTB（対顧客電信買相場）」とは、金融機関で外国通貨を円に替える場合の為替レートのことです。

●税務取扱上のご注意

- 税務のお取扱いについては 2023 年 1 月現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額× 2.1%」が課税されます。

約　　款

- 予定利率金利連動型外貨建個人年金保険普通保険約款
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約
- 年金円換算支払特約
- 新為替ターゲット特約
- 個人年金保険料税制適格特約
- 保険契約者代理特約
- 指定代理請求特約
- 保険料口座振替特約
- 保険料クレジットカード払特約
- 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険普通保険約款　目次

この年金保険の内容

1．通貨
第１条　通貨

2．会社の責任開始期
第２条　会社の責任開始期

3．用語の意義および年金の種類
第３条　用語の意義
第４条　年金の種類

4．年金の支払
第５条　年金の支払
第６条　年金受取人および継続年金受取人
第７条　年金の分割支払
第８条　年金の一括支払

5．死亡給付金の支払
第９条　死亡給付金の支払

6．年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所
第 10 条 年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

7．契約の無効、取消および解除
第 11 条 不法取得目的による無効
第 12 条 詐欺による取消
第 13 条 告知義務
第 14 条 重大事由による解除

8．保険料の払込、猶予期間および契約の失効
第 15 条 保険料の払込
第 16 条 保険料の払込方法＜経路＞
第 17 条 猶予期間および契約の失効
第 18 条 猶予期間中に保険事故が生じた場合

9．保険料の一括払または前納
第 19 条 保険料の一括払または前納

10．契約の復活
第 20 条 契約の復活

11．解　　約
第 21 条 解約

12．払戻金の支払
第 22 条 払戻金の支払

13．契約内容の変更
第 23 条 指定通貨の変更

第 24 条 保険料払込方法＜回数＞の変更
第 25 条 保険料の減額
第 26 条 年金の種類、保証金額割合または年金支払期間の変更

14. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

第 27 条 契約者の変更
第 28 条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更
第 29 条 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更
第 30 条 遺言による死亡給付金受取人の変更
第 31 条 遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更

15. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

第 32 条 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

16. 契約者の住所の変更

第 33 条 契約者の住所の変更

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第 34 条 被保険者の業務、転居および旅行

18. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

第 35 条 年齢の計算
第 36 条 年齢または性別の誤りの処理

19. 契約者配当金

第 37 条 契約者配当金

20. 請求手続

第 38 条 請求手続

21. 管轄裁判所

第 39 条 管轄裁判所

22. 時　　効

第 40 条 時効

23. 死亡給付金受取人による契約の存続

第 41 条 死亡給付金受取人による契約の存続

24. 特　　則

第 42 条 法人契約の特則

「別表 1 」基準金利の算出における指標金利
「別表 2 」解約払戻金
「別表 3 」年金の一括支払額
（備　考）

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険普通保険約款

この年金保険の内容

この年金保険は、市場金利に基づいて予定利率を定める仕組みの、被保険者が所定の年齢に達した時から年金を支払うことを主な内容とした外国通貨建の保険で、給付の内容は次のとおりです。

1. 年金
   （1）年金総額保証付終身年金
   年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。また、年金支払開始日以後、被保険者が死亡した場合でも、年金原資に会社の定める範囲内で年金保険の保険契約者（以下「契約者」といいます。）が指定した割合を乗じて得た金額からすでに支払った年金を差し引き、その残額があるときには、年金を支払います。
   （2）確定年金
   年金支払開始日に被保険者が生存している場合、年金支払期間中、年金を支払います。
2. 死亡給付金
   被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1．通貨

第1条 契約者は、年金保険の保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際、会社の定める取扱範囲内で、この契約に適用される通貨を次の各号から1つ指定するものとし、この契約にかかわる保険料の払込および年金の支払等は、この契約者の指定する通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行います。

（1）アメリカ合衆国通貨
（2）オーストラリア通貨

2．会社の責任開始期

第2条 会社は、次の時から契約上の責任を負います。

（1）契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
（2）第1回保険料相当額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時

2. 前項の規定による会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
3. 会社が契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。保険証券には、契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

3．用語の意義および年金の種類

（用語の意義）

第3条 この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「積立金」
「積立金」とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てる金額をいい、払い込んだ保険料および契約の経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。
（2）「基準金利」
①「基準金利」とは、指定通貨に応じて「別表1」に定める国債の複利利回り（会社が指定する金融情報サービス会社から提供される利回りで、これを「指標金利」とします。）を会社の定める方法により計算した平均値をいい、予定利率の設定および市場価格調整率の計算に用います。
②前記①の規定にかかわらず、会社は、将来の運用情勢の変化により「別表1」に定める国債

の複利利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど「別表1」に定める国債の複利利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

（3）「予定利率」

「予定利率」とは、基準金利に差し引くときの率は最大0.5%、加えるときの率は最大1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた率をいい、年金支払開始日前および年金支払開始日以後の期間を通じて適用します。

（4）「年金原資」

「年金原資」とは、払い込むべき保険料が払い込まれたものとして会社の定める方法により計算した年金支払開始日前日末における積立金をいいます。

（5）「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に達する年単位の契約応当日をいいます。

（6）「年金支払日」

「年金支払日」とは、年金支払開始日以後の毎年の応当日をいいます（年金支払開始日を含みます。）。

（年金の種類）

第4条　この契約の年金の種類は次のとおりとし、契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者の申出によって定めます。

（1）年金総額保証付終身年金

年金支払の場合には、年金原資に会社の定める範囲内で契約者が指定した割合（以下「保証金額割合」といいます。）を乗じて得た金額（以下「保証金額」といいます。）を保証します。

（2）確定年金

年金支払期間は、会社の定める期間の範囲内で、契約者が指定した期間とします。

4．年金の支払

（年金の支払）

第5条　この契約の年金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて年金を受取人に支払います。この契約の年金の支払は、次のとおりです。

名称	（1）年金総額保証付終身年金 年金
支払事由	年金支払開始日に被保険者が生存しているときであって、次のいずれかに該当したとき ①被保険者が年金支払日に生存していること ②被保険者が年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額より少ないこと
支払額	年金原資および保証金額にもとづき、契約日における会社の定める率により計算した年金額。ただし、契約締結後にその年金額が、第25条（保険料の減額）または第36条（年齢または性別の誤りの処理）の規定により変更されたときは、変更後の年金額。
受取人	第6条（年金受取人および継続年金受取人）に規定する年金受取人

名称	（2）確定年金 年金
支払事由	被保険者が年金支払開始日に生存しているときであって、年金支払期間中の年金支払日が到来したとき

支払額	年金原資にもとづき、契約日における会社の定める率により計算した年金額。ただし、契約締結後にその年金額が、第25条または第36条の規定により変更されたときは、変更後の年金額。
受取人	第６条に規定する年金受取人

2. 年金総額保証付終身年金においては保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がなくなった後に、被保険者が死亡したときは、契約は消滅します。
3. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 会社は、毎年の年金支払日に会社所定の年金管理費を積立金から控除します。
5. 第１回の年金を支払うときに、会社は、年金支払証書を年金受取人に交付します。

（年金受取人および継続年金受取人）

第６条 年金受取人は、契約者または被保険者のうちから、契約者が指定するものとし、年金支払開始日に契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

2. 契約者は、年金支払開始日前に、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときに年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下「継続年金受取人」といいます。）を指定して下さい。
3. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合には、次のとおりとします。
   （1）年金受取人の死亡時に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継し、以後、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金受取人の死亡時に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第29条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の順位の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
4. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡した場合で、その死亡時以後、年金受取人の変更が行われずに年金支払開始日が到来したときは、次のとおりとします。
   （1）年金支払開始日に継続年金受取人が指定されているときは、継続年金受取人が年金受取人になるものとします。
   （2）年金支払開始日に、継続年金受取人が指定されていないとき、または、継続年金受取人がすでに死亡しており、かつ、継続年金受取人の死亡後に第29条（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）の規定により継続年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の順位の者を継続年金受取人とみなして、前号の取扱を行います。
   ①被保険者
   ②前記①に該当する者がいない場合
   年金受取人の法定相続人
5. 第３項または前項の規定により年金受取人となった者が２人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。
6. 第３項および第４項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、継続年金受取人としての取扱を受けることができません。
7. 年金受取人の契約上の一切の権利義務を承継した継続年金受取人は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、新たに継続年金受取人を指定して下さい。
8. 第 33 条（契約者の住所の変更）の規定は、年金支払開始日以後、年金受取人の住所の変更の場合に準用します。

（年金の分割支払）

第7条　年金受取人は、会社の定める取扱範囲内で、1年分の年金額を、会社の定める方法により、定額に分割する分割支払を請求することができます。この場合、年金の支払期日は、年金の分割回数に応じて次のとおりとします。ただし、分割後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、取り扱いません。

（1）年12回払
年金支払日および年金支払日の毎月の応当日

（2）年6回払
年金支払日および年金支払日の2ヵ月後、4ヵ月後、6ヵ月後、8ヵ月後、10ヵ月後の月単位の応当日

（3）年4回払
年金支払日および年金支払日の3ヵ月後、6ヵ月後、9ヵ月後の月単位の応当日

（4）年2回払
年金支払日および年金支払日の6ヵ月後の月単位の応当日

2. 年金の分割支払の毎年の最初の支払分については、支払期日となる年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、第10条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第4項から第6項の規定を準用して会社の本店で支払います。
3. 年金の分割支払中に契約が消滅した場合または第8条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払の請求があった場合は、その年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分を年金受取人に支払います。

（年金の一括支払）

第8条　年金受取人は、次のとおり年金の種類に応じて年金の一括支払を請求することができます。

（1）年金総額保証付終身年金

①年金支払開始日以後、保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた残額がある場合、第5条（年金の支払）第1項第1号②に該当したときに支払われる将来の年金（以下「受取保証部分」といいます。）の支払にかえて、その受取保証部分の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、受取保証部分の現価を基準として「別表3」に定める方法で計算した金額とします。

②前記①による年金の一括支払が行われた場合、受取保証部分の最後の年金支払日後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、会社は、第5条第1項第1号に規定する年金を支払います。また、年金の一括支払が行われた後、被保険者が死亡したときは、その時に契約は消滅します。

（2）確定年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の一括支払を請求することができます。この場合の支払額は、年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価を基準として「別表3」に定める方法で計算した金額とし、契約は年金の一括支払を行った時に消滅します。

2. 年金受取人が本条の年金の一括支払を請求するときは、第38条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
3. 本条の年金の一括支払の請求、支払の時期および場所については、第10条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項から第6項の規定を準用します。

5．死亡給付金の支払

第9条　この契約の死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡給付金を死亡給付金受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。この契約の死亡給付金の支払は、次の

とおりです。

名称	死亡給付金
支払事由	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき
支払額	被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算したつぎのいずれか大きい金額 ①積立金額 ②払い込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額 ③解約払戻金額
受取人	死亡給付金受取人
免責事由	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日（復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始期の属する日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ②戦争その他の変乱 ③死亡給付金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。 ④契約者の故意

2. 前項の死亡給付金の支払額において、積立金額および解約払戻金額は、払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算します。
3. 第 1 項の死亡給付金の支払額において、払い込まれた保険料相当額を年 0.05%で複利計算して得た金額は、次の各号に定める金額を合計して計算します。
   （1）第1回保険料の場合、契約日から起算して、年0.05%で複利計算して得た金額
   （2）第2回以後の保険料の場合、払い込むべき保険料が払い込まれたものとして、それぞれ対応する第15条（保険料の払込）第2項に定める保険料期間の初日から起算して、年0.05%で複利計算して得た金額の合計額
4. 前2項の計算に際し、契約締結後に保険料が変更されたときは、変更後の保険料により計算するものとします。
5. 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して死亡給付金を支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱で死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。
7. 免責事由に該当したことによって死亡給付金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日における積立金（第 22 条（払戻金の支払）の規定によって計算されたその日における解約払戻金額が上回る場合には、解約払戻金額とします。以下本項において同じとします。）を契約者に支払います。なお、死亡給付金受取人の故意による場合で、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分の積立金を契約者に支払います。
8. 前項の規定にかかわらず、契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡給付金を支払わない場合には、積立金その他の払戻金の支払はありません。
9. 第7項の場合には、第 10 条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。
10. 被保険者が責任開始の日から契約日の前日までの間に死亡した場合には、第 1 回保険料と同額を死亡給付金として支払います。

6．年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所

第10条 死亡給付金の支払事由が生じたときは、契約者または死亡給付金受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた年金または死亡給付金の受取人は、遅滞なく第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して、年金または死亡給付金を請求して下さい。

3. 年金または死亡給付金は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日（年金の場合は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知をします。
   （1）年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
   年金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
   （2）死亡給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
   死亡給付金の支払事由が発生した原因
   （3）この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
   前号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第１項第３号①から⑤までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の契約締結の目的もしくは死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知をします。
   （1）前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
   60日
   （2）前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
   180日
   （3）前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
   180日
   （4）前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
   180日
   （5）前項各号に定める事項についての日本国外における調査
   180日
6. 前２項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

7．契約の無効、取消および解除

（不法取得目的による無効）

第11条　契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって契約を締結または復活したときは、契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第12条　契約者または被保険者の詐欺により契約を締結または復活したときは、会社は、契約を取り消します。

この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

（告知義務）

第13条 会社は、契約の締結または復活の際、被保険者に関し書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（重大事由による解除）

第14条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この契約を将来に向かって解除することができます。

（1）契約者または死亡給付金受取人がこの契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは他人にこの契約の死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）この契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合

①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

③反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（4）この契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第１号から第３号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの契約を解除することができます。この場合、次のとおりとします。

（1）会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による年金、または死亡給付金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。もし、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

（2）前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号①から⑤までに該当した者が年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に対応する部分を解除するものとします。

3. 本条による解除は、契約者（年金支払開始日以後の場合は、年金受取人とします。以下本条において同じ。）に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

4. この契約を解除した場合は、会社は、第 22 条（払戻金の支払）の規定によって解約払戻金（年金支払開始日以後の場合は、第８条（年金の一括支払）の規定に準じた支払金。以下本条において同じ。）があるときは、これを契約者に支払います。

5. 前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を契約者に支払います。

8．保険料の払込、猶予期間および契約の失効

（保険料の払込）

第15条　第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第 16 条（保険料の払込方法＜経路＞）第１項に定める払込方法に従い、次の期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

（1）月払契約の場合
　　月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

（2）年払契約の場合
　　年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2．前項で払い込むべき保険料は、年払または月払のそれぞれの保険料払込方法に応じ、それぞれ年単位または月単位の契約応当日からそれぞれの単位の次の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

3．第１項の保険料が払い込まれないまま、第１項の契約応当日以後末日までに死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。

4．契約が保険料期間の途中で消滅した場合、その消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときでも、その保険料期間のうち契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額の払い戻しはありません。

（保険料の払込方法＜経路＞）

第16条　契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

（1）金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

（2）会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

2．契約者は、会社の定める取扱範囲内で、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。

3．保険料払込方法が第１項第２号である契約において、その契約が会社の取扱範囲をこえたとき、または会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、契約者が保険料払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

4．第１項の規定によるほか、会社が特に認めた場合に限り、第１項各号以外の保険料の払込方法＜経路＞の取扱をする場合があります。

（猶予期間および契約の失効）

第17条　第２回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

2．猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。

3．契約が効力を失った場合には、契約者は、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

4．猶予期間内に保険料が払い込まれない場合で、その猶予期間満了の日の翌日が年金支払開始日のときは、第２項の規定にかかわらず、契約は効力を失わないものとし、会社は第５条（年金の支払）の規定を適用して年金を支払います。この場合、その支払うべき年金から未払込保険料を差し引きます。

（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

第18条　猶予期間中に年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、契約応当日の到来した未払込保険料を支払うべき年金または死亡給付金から差し引きます。

9．保険料の一括払または前納

第19条　契約者は、会社の定める取扱条件により、将来の保険料を次のとおり一括払または前納することができます。

（1）月払契約の場合

　(ｲ)　当月分以後12 ヵ月分以下の保険料を一括払することができます。

　(ﾛ)　当月分以後13 ヵ月分以上の保険料を前納することができます。

（2）年払契約の場合
　　当年分以後の将来の保険料を前納することができます。

2. 前項第1号(ロ)または第2号の規定により保険料を前納するときは、会社の定める利率によって保険料を割り引きます。
3. 第1項第1号(ロ)または第2号の前納保険料は会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。
4. 第1項の一括払保険料または前納保険料は、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
5. 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払保険料または前納保険料に残額があるときは、その残額を契約者（死亡給付金の支払のときは死亡給付金受取人）に払い戻します。
6. 保険料前納期間が満了した場合で、前納保険料に残額があるときは、契約者に払い戻します。
7. 前2項の規定にかかわらず、年金支払開始日が到来した契約については、払い戻すべき金額を年金原資に充当します。
8. 契約者の申出により、会社の定める取扱範囲内で、繰り返し同一月数分の保険料を第1項第1号(イ)の規定により一括して払い込むこと（以下、「継続一括払」といいます。）ができます。ただし、契約締結時に継続一括払を申し出るときは、継続一括払を開始するまでの保険料は契約締結時に一括して払い込んでください。
9. 前項による継続一括払の開始後、契約者から継続一括払停止の申出があったときまたは保険契約が失効したときは、それ以後前項の継続一括払を行いません。

10. 契約の復活

第20条 第17条（猶予期間および契約の失効）第2項の規定によって契約が効力を失った日からその日を含めて3ヵ月以内は、契約者は、第38条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して契約の復活を請求することができます。ただし、契約者が解約払戻金を請求した場合には、契約を復活させることはできません。

2. 会社が契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社所定の利率による利息を払い込んで下さい。
3. 契約の復活をする場合には、旧保険証券をもって新保険証券の交付にかえます。
4. 第2条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用し、責任開始の日を復活日とします。

11. 解　　約

第21条 契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって契約を解約し、解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

2. 契約者が本条の請求をするときは、第38条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

12. 払戻金の支払

第22条 契約の解約払戻金は、払い込んだ保険料および契約の経過した年月数によって、「別表2」に定める方法により計算します。

2. 本条の払戻金の請求、支払の時期および場所については、第10条（年金または死亡給付金の請求・支払の時期および場所）第3項の規定を準用します。

13. 契約内容の変更

（指定通貨の変更）

第23条 指定通貨の変更は、取り扱いません。

（保険料払込方法＜回数＞の変更）

第24条 契約者は、会社の定める取扱範囲内で、年払または月払の保険料払込方法を相互に変更することができます。この場合には、第38条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（保険料の減額）

第25条 契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって保険料を減額することができます。この場合には、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

2. 前項の規定により保険料を減額したときは、同じ割合で払い込まれた保険料額および積立金額についても減額されるものとし、会社の定める方法により年金額を改めます。
3. 第1項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号の場合には、この取扱をしません。
   （1）減額後の保険料が会社の定める限度を下まわる場合
   （2）保険料一括払期間中の場合
   （3）保険料前納期間中の場合
4. 保険料を減額した場合には、減額分については契約を解約したものとして取り扱い、第 22 条（払戻金の支払）の規定を準用します。

（年金の種類、保証金額割合または年金支払期間の変更）

第26条 年金の種類、保証金額割合および年金支払期間の変更は、取り扱いません。

14. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の変更

（契約者の変更）

第27条 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合には、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

第28条 契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 死亡給付金受取人が支払事由発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
5. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
6. 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更）

第29条 契約者は年金支払開始日前に限り、年金受取人は年金支払開始日以後に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人および継続年金受取人を変更することができます。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は、契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡給付金受取人の変更）

第30条 第 28 条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（遺言による年金受取人および継続年金受取人の変更）

第31条 契約者および年金受取人は、遺言により年金受取人および継続年金受取人を変更することはできません。

15. 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者

第32条 この契約につき、契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が２人以上あるときは、各代表者１人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の契約者、死亡給付金受取人または年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明なときは、会社が契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の１人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 契約者が２人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

16. 契約者の住所の変更

第33条 契約者が住所（以下「通信先」を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。

2. 前項の通知がなく、契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社が知った最終の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条 契約継続中に、被保険者がいかなる業務に従事し、またはいかなる場所に転居し、もしくはいかなる場所に旅行しても、会社は、契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、契約上の責任を負います。

18. 年齢の計算および年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第35条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、１年未満の端数については、切り捨てます。

2. 被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（年齢または性別の誤りの処理）

第36条 契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日およびその誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外のときは、会社は、契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により、実際の年齢にもとづいて年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算等を行います。

2. 契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法により、実際の性別にもとづいて年金額の変更およびすでに支払った年金額の差額の精算等を行います。

19. 契約者配当金

第37条 この契約に対する契約者配当金はありません。

20. 請求手続

第38条 この普通保険約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1. 年金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）年金支払証書（第1回の年金支払の場合には保険証券）
2. 年金の一括支払	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の戸籍抄本 （3）年金受取人の印鑑証明書 （4）年金支払証書
3. 死亡給付金の支払	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 （3）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （4）死亡給付金受取人の戸籍抄本 （5）死亡給付金受取人の印鑑証明書 （6）保険証券
4. 契約の復活	（1）会社所定の請求書
5. 解約（払戻金の支払）	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
6. 保険料払込方法＜回数＞の変更	（1）会社所定の請求書 （2）保険証券
7. 保険料の減額	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
8. 契約者の変更	（1）会社所定の請求書 （2）変更前の契約者の印鑑証明書 （3）変更前の契約者死亡の場合 ①変更前の契約者の戸籍謄本 ②相続人代表者の念書と署名押印者の印鑑証明書 （4）保険証券
9. 会社への通知による死亡給付金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
10. 会社への通知による年金受取人または継続年金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）契約者または年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書
11. 遺言による死亡給付金受取人の変更	（1）会社所定の請求書 （2）法律上有効な遺言書の写し （3）契約者の相続人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）保険証券
12. 死亡給付金受取人による契約の存続	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）死亡給付金受取人の戸籍謄本および印鑑証明書 （4）支払うべき金額を支払ったことを証明する書類 （5）保険証券

2. 会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
3. 第1項中、2、6および7の場合には書面によって通知します。また、8、9および11の場合は保険証券に、10の場合には保険証券または年金支払証書に表示します。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者

とする契約の場合、契約者である団体が当該契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本項において「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、次の第１号および第２号の書類も必要とします。

（1）死亡退職金等の受給者が死亡給付金の請求内容を確認した書類（死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。）

（2）受給者本人であることを契約者である団体が確認した書類

21. 管轄裁判所

第39条 この契約における死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この契約における年金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 時　　効

第40条 年金、死亡給付金、払戻金等の請求権は、これらを行使することができる時から３年間行使しない場合には消滅します。

23. 死亡給付金受取人による契約の存続

第41条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

（1）契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

（2）契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、第 38 条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。
4. 第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、第２項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。
5. 第１項の解約の通知が会社に到達した時において、その解約の通知が会社に到達した時から１ヵ月を経過するまでの間に年金支払開始日が到来することとなっている場合は、前４項の規定は適用しません。

24. 特　　則

（法人契約の特則）

第42条 契約者および死亡給付金受取人が法人の場合には、第９条（死亡給付金の支払）の「契約者」は「契約者である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とします。）」と読み替えます。

「別表１」基準金利の算出における指標金利

基準金利の算出に用いる指標金利は、指定通貨に応じて次のとおりです。

指定通貨	指標金利
アメリカ合衆国通貨	残存期間20年のアメリカ合衆国国債の複利利回り
オーストラリア通貨	残存期間20年のオーストラリア国債の複利利回り

「別表２」解約払戻金

解約払戻金は積立金をもとに会社の定める方法により次のとおり計算します。

解約払戻金＝計算日の積立金×（１－解約控除率）×（１－年金支払開始日前の市場価格調整率）

解約控除率は、契約日から計算日までの経過月数（月払契約の場合は保険料払込月数）に応じて会社の定める率とします。ただし、契約日から計算日までの経過月数（月払契約の場合は保険料払込月数）が120カ月以上のときは、解約控除率はゼロとします。

$$\text{年金支払開始日前の市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k(m-t)+k'\times r\}/12}$$

ただし、計算日が、契約日から40年経過以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします

- ｉは、契約に適用される予定利率を計算するための基準金利
- ｊは、計算日（第９条（死亡給付金の支払）第１項の計算に際しては、被保険者が死亡した日、または第17条（猶予期間および契約の失効）第３項の解約払戻金の計算に際しては、猶予期間の満了する日。）の属する月に適用する基準金利（計算日の属する月の前月の指標金利を会社の定める方法により計算した平均値）
- ｃは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.1%
  ただし、計算日が、契約日から30年経過以後のときは、ｃはゼロとします。
- ｋは、年金開始年齢に応じた下表の係数

年金開始年齢	係数
69歳以下	0.90
70歳以上79歳以下	0.85
80歳以上84歳以下	0.80
85歳以上90歳以下	0.75

- ｋ′は、年金一括支払可能な期間に応じた下表の係数

年金一括支払可能な期間	係数
30年未満	0.40
30年以上	0.35

- ｍは、契約日から年金支払開始日前日までの月数
- ｒは、年金一括支払可能な期間の月数
- ｔは、契約日からの経過月数

年金一括支払可能な期間は、年金種類に応じて次の期間とします。

- 年金総額保証付終身年金は、年金支払開始時の受取保証部分の期間
- 確定年金は、その年金支払期間

「別表３」年金の一括支払額

年金の一括支払額は、会社の定める方法により次のとおり計算します。

年金の一括支払額＝基準となる金額×（１－年金支払開始日以後の市場価格調整率）

１．基準となる金額

（１）年金総額保証付終身年金の場合

受取保証部分の現価

（２）確定年金の場合

年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価

2．年金支払開始日以後の市場価格調整率＝

$$1-\left(\frac{1+i}{1+j+c}\right)^{\{k'(m+r-t)\}/12}$$

ただし、計算日が、契約日から 40 年経過以後のときは、市場価格調整率はゼロとします。

ここにそれぞれの要素は次のとおりとします。

・ｉは、契約に適用される予定利率を計算するための基準金利

・ｊは、計算日の属する月に適用する基準金利（計算日の属する月の前月の指標金利を会社の定める方法により計算した平均値）

・ｃは、金利変動等の影響を補正するための率で、0.1%
ただし、計算日が、契約日から 30 年経過以後のときは、ｃはゼロとします。

・ｋ′は、年金一括支払可能な期間に応じた下表の係数

年金一括支払可能な期間	係数
30年未満	0.40
30年以上	0.35

・ｍは、契約日から年金支払開始日前日までの月数

・ｒは、年金一括支払可能な期間の月数

・ｔは、契約日からの経過月数

年金一括支払可能な期間は、年金種類に応じて次の期間とします。

・年金総額保証付終身年金は、年金支払開始時の受取保証部分の期間

・確定年金は、その年金支払期間

（備　考）

市場価格調整（MVA ＝ Market Value Adjustment）

市場価格調整は、解約払戻金の支払の際に、解約払戻金に対する資産の時価を反映させる手法であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせる ALM 的要素を取り入れたものです。一般に国債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると、資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると、資産価値は増加する性質があります。

円換算払込特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　円換算額の算出に用いる為替レート
第４条　円換算額の相違
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅
第７条　主契約に保険料口座振替特約が付加されている場合の取扱
第８条　円払込額を定める場合の特則

円換算払込特約

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における外国通貨建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際に保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、または主契約の締結後に、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

（特約の適用）

第2条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、外国通貨建の保険料を円に換算した金額（以下「円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

（円換算額の算出に用いる為替レート）

第3条　前条に規定する外国通貨建の保険料の円への換算には、つぎの各号に定める換算基準日（以下「換算基準日」といいます。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。ただし、その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

項目	換算基準日
（1）第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合	会社が受領する日
（2）第2回以後の保険料を払い込む場合	払込期月の前月末日
（3）将来の保険料を一括払または前納する場合	会社が受領する日
（4）主契約を復活する際に延滞保険料および利息を払い込む場合	会社が受領する日

2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
3. 契約者から請求を受けた場合には、会社は、第1項第2号の規定により円に換算した第2回以後の保険料を遅滞なく契約者に通知します。

（円換算額の相違）

第4条　契約者が払い込んだ金額と円換算額が相違した場合は、過剰分は契約者に払い戻し、不足分については契約者より領収するものとします。

（特約の解約）

第5条　この特約の解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第6条　主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

（主契約に保険料口座振替特約が付加されている場合の取扱）

第7条　主契約に保険料口座振替特約が付加されている場合で、保険料口座振替特約条項に規定する月払契約の場合の第2回以後の保険料の口座振替が不能となったときのその口座振替不能となった保険料（継続一括払の場合は、口座振替不能となった保険料のうち払込期月が経過した期間に対する保険料とします。）の換算基準日については、第3条（円換算額の算出に用いる為替レート）中「払込期月の前月末日」とあるのを「払込期月の末日」と読み替えて取り扱います。

（円払込額を定める場合の特則）

第8条　円払込額を定める場合の特則（以下、本条において「この特則」といいます。）は、主約款および第

2条（特約の適用）の規定にかかわらず、払い込まれた円貨の保険料相当額（以下、「円払込額」といいます。）をもとに外国通貨建の保険料を計算し、充当するものです。

2. 契約者は、主契約の締結の際、この特約を付加した場合に、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。

3. この特則を付加した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）主約款の規定にかかわらず、契約者は、主契約締結の際、外国通貨建の保険料を定めず、円払込額を定め、主契約の保険料を払い込む際に円払込額により払い込むものとします。

（2）前号の場合、円払込額の払込の都度、第3条（円換算額の算出に用いる為替レート）に定める換算基準日における会社所定の為替レートを用いて、円払込額を外貨に換算した金額を主契約の保険料とします。この場合、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険料は変動します。

（3）会社は、保険証券に外国通貨建の保険料にかえて円払込額を記載します。

（4）主約款の規定により年金または死亡給付金から未払込保険料を差し引く場合、保険料の払込がなかった各払込期月の前月末日を換算基準日とし、それぞれの日の第3条に規定する会社所定の為替レートを用いて、差し引くべき外国通貨建の未払込保険料を計算します。

（5）第3条第3項の規定は適用しません。

（6）保険料の一括払および前納に関する取扱については、円による保険料の一括払または前納とします。この場合、一括払または前納された金額は保険料の払込に充当されるまでは円のまま積み立てられるものとします。また、一括払または前納された保険料の残額を払い戻すこととなる場合は、その円で積み立てられた金額の残額を払い戻します。

（7）主約款に定める保険料の前納の規定または個人年金保険料税制適格特約に定める税制適格のための特別取扱の規定により円で積み立てられた金額の残額を年金原資に充当する場合、年金支払開始日の前日を換算基準日とし、その日の第3条に規定する会社所定の為替レートを用いて、外貨に換算します。

（8）主契約を復活する際に延滞保険料および利息を払い込む場合の取扱については、第3条第1項第4号の規定にかかわらず、保険契約者は、延滞保険料および利息としてつぎの①および②に定める金額を円に換算し払い込むものとします。この場合、会社が延滞保険料および利息を受け取った日を換算基準日とし、その日の第3条に規定する会社所定の為替レートを用いて、円に換算します。

①円払込額を保険料の払込がなかった各払込期月の前月末日を換算基準日とし、それぞれの日の第3条に規定する会社所定の為替レートを用いて、外国通貨建の保険料に換算した金額の合計額

②前記①に対する外国通貨建の利息

（9）契約者は、主約款の保険料の減額の規定を準用して、将来に向かって円払込額を減額することができます。

（10）この特則の解約は取り扱いません。

（11）第7条（主契約に保険料口座振替特約が付加されている場合の取扱）の規定は適用しません。

（12）第2号等の理由により、年金額は年金支払開始日時点で計算され、主約款に規定する年金支払開始日前での年金額の変更（再計算）に関する規定は適用されません。

円換算支払特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の適用
第２条　解約払戻金を支払う場合の取扱
第３条　死亡給付金を支払う場合の取扱
第４条　その他払戻金等を支払う場合の取扱
第５条　主約款の規定の準用

円換算支払特約

この特約の内容

この特約は、外国通貨建の解約払戻金および死亡給付金等を円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）における外国通貨建の解約払戻金、死亡給付金および免責事由により死亡給付金が支払われない場合の積立金（以下「給付金等」といいます。）の請求の際、給付金等の受取人から申出があった場合に、主契約に付加して締結します。

2. この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、外国通貨建の給付金等を円に換算した金額により支払うものとします。

（解約払戻金を支払う場合の取扱）

第２条　主契約の解約払戻金の請求の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があった場合には、解約払戻金を円により支払います。

2. 円により解約払戻金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて解約払戻金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（死亡給付金を支払う場合の取扱）

第３条　死亡給付金の請求の際、死亡給付金受取人から申出があった場合には、死亡給付金を円により支払います。

2. 円により死亡給付金を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. 免責事由により死亡給付金が支払われない場合で契約者から申出があったときは、前３項の規定を準用して、主約款に定める金額を円により支払います。

（その他払戻金等を支払う場合の取扱）

第４条　主約款および個人年金保険料税制適格特約の規定により、第２条（解約払戻金を支払う場合の取扱）および第３条（死亡給付金を支払う場合の取扱）以外の積立金その他の払戻金（以下「その他払戻金等」といいます。）を払い戻す場合に、その他払戻金等の受取人から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、第１条（特約の適用）および主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他払戻金等を円により支払います。

2. 円によりその他払戻金等を支払う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いてその他払戻金等を円に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更

があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第５条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

年金円換算支払特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　年金を支払う場合の取扱
第４条　年金の一括支払の取扱
第５条　年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱
第６条　特約の解約
第７条　主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱

年金円換算支払特約

この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を円により支払う取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、次の場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。
（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき
（2）主契約の第1回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき
（3）主契約の第1回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

（特約の適用）

第2条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を円に換算した金額により支払うものとします。

（年金を支払う場合の取扱）

第3条　円により年金を支払う場合には、第2項に定める年金円換算基準日における会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により計算される外国通貨建の年金額を円に換算します。

2. 年金円換算基準日は、年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第3項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）とします。
3. 第1項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する年金支払日または必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. 円により年金を支払う場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定にかかわらず、毎回の年金は、年金支払日または必要書類が会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内に支払います。ただし、支払を行うために確認が必要な場合には、主約款の年金の支払時期に関する規定を準用します。

（年金の一括支払の取扱）

第4条　年金の一括支払を行う場合には、必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、第2項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いて主約款の年金の一括支払の規定により計算した金額を円に換算します。

2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する必要書類が会社の本店に到着した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱）

第5条　契約の消滅時にその年度の年金に未支払分がある場合、その未支払分を前条の規定を準用して円に換算します。

（特約の解約）

第6条　年金受取人は、第1回の年金の請求時に限り、この特約を解約することができます。

（主契約において年金の分割支払が行われている場合の取扱）

第7条　主契約において年金の分割支払が行われている場合には、第3条（年金を支払う場合の取扱）の規定

において、「年金額」を「分割回数に応じた各回の金額」に、「年金支払日」を「分割回数に応じた各回の支払期日」に読み替えます。

新為替ターゲット特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　用語の意義
第４条　年金を支払う場合の取扱
第５条　為替ターゲットレートの変更
第６条　特約の消滅とみなす場合
第７条　特約の解約
第８条　請求手続
第９条　主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱
第 10 条 外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱
第 11 条 主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱
第 12 条 主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱
第 13 条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱

新為替ターゲット特約

この特約の内容

この特約は、毎回の外国通貨建の年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くことを内容とするものです。

（特約の締結）

第1条　この特約は、次の場合に、年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）と併せて主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（1）主契約締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があったとき

（2）主契約の第１回の年金の請求の際、年金受取人から申出があったとき

（3）主契約の第１回の年金支払日後、年金受取人から申出があったとき

（特約の適用）

第2条　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、この特約の締結後に年金支払日を迎える年金を、為替水準に応じて円により支払いまたは外国通貨により据え置くものとします。

（用語の意義）

第3条　この特約において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

（1）「為替ターゲットレート」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する際に基準となる為替レートをいい、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、契約者または年金受取人の申出によって定めます。

（2）「為替判定日」

円による年金の支払または外国通貨による年金の据置を決定する日をいい、主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日とします。

（年金を支払う場合の取扱）

第4条　この特約を付加した主契約の年金の支払については、次のとおり取り扱います。

2. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートと同一または為替ターゲットレートよりも円安となった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により年金を支払います。
3. 為替判定日における主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となった場合には、主約款および主契約に付加されている年金円支払特約の規定にかかわらず、主約款に定める外国通貨により年金を据え置きます。
4. 前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。
5. 第３項により年金を据え置く場合、次のとおり取り扱います。

（1）第３項の為替判定日後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが為替ターゲットレートと同一または円安となった場合には、据え置かれた年金（以下「据置年金」といいます。）を会社所定の利率により計算した利息と併せて支払います。

（2）前号の規定にかかわらず、年金受取人は、いつでも据置年金および利息の全額を円または主約

款に定める外国通貨により引き出すことができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。

（3）前号において、据置年金および利息の全額を円により引き出す場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の一括支払の取扱の規定を準用します。

（4）最後の為替判定日において据置年金があるときは、前項の規定を準用して、据置年金および利息の全額を支払います。

（5）主契約が消滅したときまたはこの特約が解約されたときに据置年金がある場合には、据置年金および利息の全額を主約款に定める外国通貨により支払います。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社に提出して下さい。なお、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約における年金の支払中に契約が消滅した場合の取扱の規定を準用して、円により支払います。

6．主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の最後の為替判定日における年金または据置年金および利息（以下本条において「年金等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

（1）会社が主約款または第８条（請求手続）に規定する必要書類の提出を省略している場合でも、最後の為替判定日前に、年金受取人に所定の請求書類を送付しますので、年金受取人は、遅滞なくその請求書類を会社に提出して、年金等を請求して下さい。この場合、年金等の請求、支払の時期および場所については主約款の年金または死亡給付金の請求、支払の時期および場所の規定を準用します。

（2）年金支払日（主契約において年金の分割支払が行われている場合または主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合もしくは即時払年金特約が付加されている場合には支払期日とし、年金支払日または支払期日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）を主契約に付加されている年金円支払特約に定める年金円換算基準日として取り扱います。

（3）第1号に定める請求書類が最終の為替判定日までに会社に到着しなかった場合で、第４条（年金を支払う場合の取扱）第２項の規定により、円で支払うこととなった場合には、最後の為替判定日にその請求書類が会社に到着していたものとして円により年金等の全額を支払います。なお、年金円支払特約に定める年金円換算基準日については前号の規定を適用して、年金等の額を円に換算します。

（為替ターゲットレートの変更）

第５条　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日（主契約に即時払年金特則が適用された年金額確定特約が付加されている場合または即時払年金特約が付加されている場合には、毎年の年金支払日の前々日とします。以下同じ。）に、会社の定める取扱範囲内で、為替ターゲットレートを変更することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（特約の消滅とみなす場合）

第６条　次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（1）主契約が解約その他の事由により消滅したとき

（2）主契約に付加されている年金円支払特約が解約されたとき

（特約の解約）

第７条　年金受取人は、主契約の第１回の年金の請求の際および年金支払開始日後、毎年の年金支払日の前日に、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

（請求手続）

第８条　この特約にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．据置年金の引き出し	（1）会社所定の請求書 （2）被保険者の住民票（ただし、住民票で確認できない場合は、戸籍抄本） （3）年金受取人の戸籍抄本 （4）年金受取人の印鑑証明書 （5）保険証券または年金支払証書
2．為替ターゲットレートの変更	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書
3．特約の解約	（1）会社所定の請求書 （2）年金受取人の印鑑証明書 （3）保険証券または年金支払証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第1項中、2および3の場合には書面によって通知します。

4．会社は、この特約を付加した場合、主約款に規定する年金の支払に関する提出書類のうち第2回目以降の提出書類については、全部の省略を認めることがあります。

（主契約に為替ターゲット特約が付加されている場合の取扱）

第9条　主契約にすでに為替ターゲット特約（以下「前特約」といいます。）が付加されている場合で、この特約を付加するときには、次のとおり取り扱います。

（1）この特約の締結時以後、この特約に定めるところにより取り扱います。

（2）前特約はこの特約の締結時に消滅したものとし、前特約の据置年金および利息の取扱については、前特約とこの特約は継続しているものとして取り扱います。

（3）第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、この特約は、この特約の締結後に年金支払日または支払期日を迎える年金から適用します。

（4）第3条（用語の意義）第1号の規定にかかわらず、この特約の締結時の為替ターゲットレートは、この特約の締結時における前特約の為替ターゲットレートと同一とします。

（外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の取扱）

第10条　この特約を外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、次のとおり取り扱います。

（1）第1条（特約の締結）第1項中、「年金円支払特約または年金円支払特約Ⅱ（以下「年金円支払特約」といいます。）」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。

（2）第2条（特約の適用）、第3条（用語の意義）、第4条（年金を支払う場合の取扱）および第6条（特約の消滅とみなす場合）中、「年金円支払特約」とあるのを「年金円換算支払特約」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建個人年金保険の場合の取扱）

第11条　この特約を指定通貨建個人年金保険に付加する場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第4条第4項を次のとおり読み替えます。

4．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（2）第4条第6項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額

保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

（主契約が指定通貨建積立利率金利連動型年金の場合の取扱）

第12条 この特約を指定通貨建積立利率金利連動型年金に付加する場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第４条第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合には、最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、主約款に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（2）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「主契約の年金種類が確定年金の場合、主契約の年金種類が保証期間付終身年金の場合で保証期間の満了前に被保険者が死亡している場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」と読み替えます。

（終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金へ移行した場合の取扱）

第13条 終身保険移行特約による終身保険から年金移行特約による定額の年金に移行した場合には、次のとおりとします。

（1）第１条（特約の締結）第１項第２号および第３号中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

（2）第２条（特約の適用）中、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（3）第４条（年金を支払う場合の取扱）中、「主契約の年金の支払」を「定額年金の支払」に、「主約款」を「年金移行特約条項」に読み替えます。

（4）第４条（年金を支払う場合の取扱）第４項を次のとおり読み替えます。

４．前項の規定にかかわらず、定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合はすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合、または保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の最後の為替判定日において、主契約に付加されている年金円支払特約に定める会社所定の為替レートが、為替ターゲットレートよりも円高となったときには、年金移行特約に定める外国通貨により年金を支払います。ただし、年金受取人から申出があった場合には、主契約に付加されている年金円支払特約の規定により、円により支払います。

（5）第４条第６項中、「主契約の年金種類が確定年金の場合、または主契約の年金種類が年金総額保証付終身年金もしくは年金総額保証付後厚終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の」とあるのを「定額年金の年金種類が確定年金の場合は年金支払期間の満了前、年金総額保証付終身年金の場合ですでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額が保証金額に達する前に被保険者が死亡している場合の、保証期間付終身年金の場合は被保険者が死亡している場合での保証期間の満了前の」と読み替えます。

（6）第5条（為替ターゲットレートの変更）および第7条（特約の解約）中、「主契約の」を「定額年金の」に読み替えます。

個人年金保険料税制適格特約

この特約の内容

この特約は、外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加することにより、付加された外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

（特約の付加）

第１条　この特約は、主たる保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主たる保険契約に付加して締結します。ただし、主たる保険契約が次のいずれも満たす場合に限ります。

（1）年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること

（2）年金受取人は被保険者と同一人であること

（3）保険料払込期間が10年以上であること

（4）年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

（税制適格のための特別取扱）

第２条　この特約が付加されている主たる保険契約（この特約以外に付加されている特約を含み、以下「主契約」といいます。）については、主契約の普通保険約款（この特約以外に付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

（1）会社が支払うべき次の金額があるときは、これを支払うべき日から会社の定めた利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、年金支払開始日前に、保険契約（以下「契約」といいます。）が消滅したときは契約者（死亡給付金支払のときは、死亡給付金受取人）に支払い、年金支払開始日まで契約が有効に継続したときは、会社の定める方法により年金額の買増にあてます。

①主契約の内容の変更が行われた場合に支払うべき金額

②保険料の前納期間が終了した場合に支払うべき前納保険料の残額

（2）第１条（特約の付加）第２号または第４号に定めるこの特約の締結時の規定に反することとなる主契約の内容の変更等は取り扱いません。

（特約の消滅）

第３条　次の場合には、この特約は消滅します。

（1）主契約が消滅したとき

（2）契約者が変更され、第1条（特約の付加）第１号の規定に反することとなったとき

2．前項第２号によりこの特約が消滅した場合、前条第１号の規定により会社に積み立てられた金額があるときは、契約者に支払います。

（特約の解約）

第４条　この特約のみの解約はできません。

保険契約者代理特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　保険契約者代理人の指定および変更指定
第３条　保険契約者代理人による手続き
第４条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第５条　特約の解約
第６条　特約の消滅
第７条　請求手続
第８条　主約款等の規定の準用
第９条　主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
第 10 条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
第 11 条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

保険契約者代理特約

この特約の内容

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行うことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つぎの各号に定める者を含むものとします。（以下、これらを総称して「契約者」といいます。）

（1）保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者（この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

（2）保険金等（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款および特約ならびに特則の約款（以下「主約款等」といいます。）に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下同じ。）が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。以下同じ。）のその受取人（この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。）

（3）その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者

2．この特約は、主契約の締結の際、契約者の申出により主契約に付加して締結します。

3．前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

4．本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

（保険契約者代理人の指定および変更指定）

第２条　この特約を付加した場合、契約者は、会社の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者（本項により指定された者を、以下「保険契約者代理人」といいます。）を指定して下さい。ただし、契約者が法人である場合は、保険契約者代理人の指定がなされなかったものとみなします。

（1）契約者の戸籍上の配偶者

（2）契約者の直系血族

（3）契約者の兄弟姉妹

（4）契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている契約者の３親等内の親族

（5）第１号から第４号までに定めるほか、次の範囲内の者で、契約者のために次条第２項に定める代理対象手続きを行うべき相当な関係があると会社が認めた者

①契約者と同居し、または、契約者と生計を一にしている前号に定める以外の者

②契約者の財産管理を行っている者

③保険金等の受取人または継続年金受取人

④その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2．前項の規定にかかわらず、契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者が本項の変更指定を請求するときは、第７条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（2）本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

（保険契約者代理人による手続き）

第３条　契約者が手続きを行うことができない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した保険契約者代理人が、第７条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として手続きを

行うことができます。
（1）手続きを行う意思表示が困難であるとき
（2）その他前号に準じる状態であるとき

2. 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理対象手続き」といいます。）は、次の各号に定めるとおりとします。
（1）次に定める手続きとします。
①主約款等に定める契約者が行うことができる手続き
②契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことができる手続き
③会社の定める特約の付加等の申出
（2）前号の規定にかかわらず、次に定める手続きを除きます。
①保険金等の受取人の変更または継続年金受取人の指定もしくは変更指定の請求
②契約者の変更の請求
③告知を要する手続き
④保険契約者代理人の変更指定の請求
⑤指定代理請求人の指定または変更指定の請求
⑥指定代理請求人が代理することができる手続き

3. 前項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が前項の手続き時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、保険契約者代理人は前項の代理対象手続きを行うことができません。

4. 契約者が第1項各号に定める手続きを行うことができない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には契約者と生計を一にする3親等内の親族）が、第7条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、契約者の代理人として代理対象手続きを行うことができます。
（1）第8項第3号に該当したことにより保険契約者代理人が代理対象手続きを行うことができないとき
（2）保険契約者代理人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外であるとき
（3）保険契約者代理人が指定されていないとき

5. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。

6. 第1項の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。

7. 第1項および第4項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行った契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

8. 本条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行うことができません。
（1）保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせたとき
（2）保険契約者代理人が故意に契約者を第1項に定める代理対象手続きを行うことができない状態に該当させたとき
（3）保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
（4）保険契約者代理人が第5項の規定により会社が求めた事項を行うことができなかったとき

9. 保険契約者代理人が代理対象手続きを行う場合で、代理対象手続きにかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者代理人または第4項に定める契約者の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第4条　この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約もしくは特則の告知義務

違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款等における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、保険契約者代理人または前条第４項に定める契約者の代理人に通知します。

（特約の解約）

第５条　契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第７条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（特約の消滅）

第６条　次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

（1）契約者が死亡したとき

（2）契約者が変更されたとき

（3）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（4）契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金の支払開始日が到来したとき

2．前項第３号の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

（1）保険金等が据え置かれている場合で、その保険金等の受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅しないものとします。

（2）保険金等または解約払戻金が分割して支払われている場合（特約の締結による場合を含みます。）で、その受取人と元保険契約の契約者が同一人のときは、この特約は消滅せず、特約の締結による場合は、この特約はその締結された特約にも適用されるものとします。

（請求手続）

第７条　この特約にもとづく請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．保険契約者代理人による手続き	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 （4）保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 （5）契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
2．第３条第４項に定める代理人による請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）契約者および代理人の戸籍謄本 （4）代理人の住民票と印鑑証明書 （5）契約者または代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
3．解約	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書
4．保険契約者代理人の変更指定	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第１項中、３または４の場合には保険証券等の証書に表示します。

（主約款等の規定の準用）

第８条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款等の規定を準用します。

（主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則）

第9条　（記載省略）

（長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則）

第10条　（記載省略）

（終身がん保険に付加した場合の特則）

第11条　この特約を終身がん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）第3項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

指定代理請求特約　目次

この特約の内容

第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定および変更指定
第４条　指定代理請求人等による保険金等の請求
第５条　告知義務違反による解除および重大事由による解除
第６条　特約の解約
第７条　主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
第８条　請求手続
第９条　主約款の規定の準用
第 10 条 主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則（※）
第 11 条 長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則（※）
第 12 条 愛の子供保険等に付加した場合の特則（※）
第 13 条 終身がん保険に付加した場合の特則

●本商品の主契約に適用されない条文のうち、（※）につきましては記載を省略しております。

指定代理請求特約

この特約の内容

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が保険金等を請求することを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者の同意を得て、主契約の保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日（復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後、主契約の被保険者の同意を得て主契約の保険契約者（年金保険の場合、年金支払開始後は主契約の年金受取人。以下「契約者」といいます。）から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. 本条の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券等の証書に表示します。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加されている特約の保険金等のうち、次の各号に定めるとおりとします。

（1）主契約の被保険者が受け取ることとなる保険金等（主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の契約者が受け取ることとなる保険金等、および主契約の被保険者が受取人に指定されている保険金等を含みます。）

（2）主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

（指定代理請求人の指定および変更指定）

第３条　この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ次の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき１人の者（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は契約者。以下同じ。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

（1）主契約の被保険者の戸籍上の配偶者

（2）主契約の被保険者の直系血族

（3）主契約の被保険者の兄弟姉妹

（4）主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の３親等内の親族

（5）第１号から第４号までに定めるほか、次の範囲内の者で、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

①主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている前号に定める以外の者

②主契約の被保険者の財産管理を行っている者

③死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人または継続年金受取人

④その他前記①から③までに定める者と同等の関係にある者

2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者が本項の変更指定を請求するときは、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（2）本項の変更は、保険証券等の証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗できません。

（指定代理請求人等による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号のいずれかに定める事情がある場合には、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、第８条（請求手続）に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

（1）保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとき

（2）会社が認める傷病名の告知を受けていないとき

（3）その他、前２号に準じる状態であるとき

2. 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
3. 保険金等の受取人が第１項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする３親等内の親族）が、第８条に規定する必要書類およびその事情の存在を証明する書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

（1）指定代理請求人が第１項の請求時においてすでに死亡しているとき

（2）指定代理請求人が第１項の請求時において前条第１項各号に定める範囲外であるとき

（3）指定代理請求人が指定されていないとき

4. 第１項および第３項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第１項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第３項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
6. 保険金等の支払にかかる必要な事項の確認に際し、指定代理請求人または第３項に定める保険金等の受取人の代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第５条　この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第３項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

（特約の解約）

第６条　契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第８条（請求手続）に規定する必要書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

第７条　この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約に定めるところにより取り扱います。

（請求手続）

第8条　この特約にもとづく保険金等の請求等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類
1．保険金等の指定代理請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 （4）指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 （5）主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
2．第４条第３項に定める代理人による請求	（1）会社所定の請求書 （2）会社所定の様式による医師の診断書 （3）主契約の被保険者および代理人の戸籍謄本 （4）代理人の住民票と印鑑証明書 （5）主契約の被保険者または代理人の健康保険被保険者証の写し （6）保険証券等の証書
3．解約	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書
4．指定代理請求人の変更指定	（1）会社所定の請求書 （2）契約者の印鑑証明書 （3）保険証券等の証書

2．会社は、前項の提出書類の全部または一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

3．第１項中、３または４の場合には保険証券等の証書に表示します。

（主約款の規定の準用）

第9条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（主契約に夫婦年金特約が付加されている場合の特則）

第10条（記載省略）

（長寿祝年金付連生終身年金保険に付加した場合の特則）

第11条（記載省略）

（愛の子供保険等に付加した場合の特則）

第12条（記載省略）

（終身がん保険に付加した場合の特則）

第13条　この特約を終身がん保険に付加した場合には、第１条（特約の締結）第２項中、「責任開始日」とあるのを「保険期間の始期」と、「復活の際の責任開始の時」とあるのを「復活日」と読み替えます。

保険料口座振替特約　目次

第１条　特約の適用
第２条　責任開始期および契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込
第５条　保険料口座振替不能の場合の取扱
第６条　諸変更
第７条　口座振替停止の取扱
第８条　特約の失効
第９条　保険料の継続前納の特則を適用する場合
第 10 条 口座振替保険料率の非適用
第 11 条 主約款の適用
第 12 条 終身がん保険に付加した場合の契約日の特則
第 13 条 外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則

保険料口座振替特約

（特約の適用）

第1条　この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2.　この特約を適用する場合には、次の条件を満たすことを要します。

（1）保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること。

（2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること。

（責任開始期および契約日の特則）

第2条　保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、次の通り取り扱います。

（1）この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。

（2）この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

（3）前2号の場合、契約年齢、保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算は、契約日を基準とします。

（4）第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ契約者に知らせるものとします。

2.　会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき金額があるときは、過不足分をその金額と精算します。

（保険料率）

第3条　この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2.　前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の前納を行う場合には、普通保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。

3.　第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動振替貸付を行う場合には、普通保険料率を基準とします。

（保険料の払込）

第4条　保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料から口座振替を行う場合は、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2.　前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3.　同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4.　保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5.　口座振替を行った場合、会社は、領収証を発行しません。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

第5条　振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。この場合、第2条第1項第1号の規定は適用しません。

2. 振替日に第２回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次の通り取り扱います。
（1）月払契約の場合
翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
（2）年払契約または半年払契約の場合
振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

（諸変更）

第６条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合あらかじめ会社および当該金融機関に申し出て下さい。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択して下さい。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）を選択して下さい。
4. 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（口座振替停止の取扱）

第７条 次の事由に該当したときは、会社は、保険契約者に通知することなく口座振替を停止します。
（1）保険料の前納が行われたとき。
（2）保険料の自動振替貸付が行われたとき。
（3）保険料の払込を要しなくなったとき。

（特約の失効）

第８条 次の事由に該当したときは、この特約は失効します。
（1）保険契約が消滅または失効したとき。
（2）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき。
（3）第１条第２項に該当しなくなったとき。

（保険料の継続前納の特則を適用する場合）

第９条 第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第２項の規定にかかわらず、主約款の保険料の継続前納の特則が適用されている月払契約の場合には、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。
2. 第７条（口座振替停止の取扱）の規定にかかわらず主約款の保険料の継続前納の特則の規定により保険料の前納が行われたときは、口座振替を停止しません。

（口座振替保険料率の非適用）

第10条 この特約を愛の新貯蓄保険に付加した場合には、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、月払保険契約の保険料率は、普通保険料率とします。

（主約款の適用）

第11条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（終身がん保険に付加した場合の契約日の特則）

第12条 この特約を終身がん保険に付加した場合は、第２条中、「会社の責任開始の日」を「保険期間の始期」に読み替えます。

（外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第13条　この特約を外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合は、次の通り取り扱います。

（1）第２条（責任開始期および契約日の特則）を次の通り読み替えます。

第２条　保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、次の通り取り扱います。

（1）　この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第４条（保険料の払込）第１項に定める第１回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月１日とします。

（2）　前号の場合、会社は、第１回保険料の振替日をあらかじめ契約者に知らせるものとします。

（2）第３条（保険料率）を次の通り読み替えます。

第３条　この特約を適用する保険契約の保険料率は、普通保険料率とします。

（3）第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱）第２項第１号を次の通り読み替えます。

（1）　月払契約の場合

翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２ヵ月分の保険料の口座振替を行います。（主約款に定める継続一括払を行っているときは、振替日の翌月の振替応当日に、再度一括払保険料の口座振替を行います。）

（4）第６条（諸変更）第２項の適用に際しては、主約款に規定する保険料の払込停止の場合を除きます。

（5）第７条（口座振替停止の取扱）を次の通り読み替えます。

第７条　次の事由に該当したときは、会社は、保険契約者に通知することなく口座振替を停止します。

（1）　保険料の一括払が行われたとき。ただし、主約款に定める継続一括払を行う場合を除きます。

（2）　保険料の前納が行われたとき。

（3）　保険料の払込を要しなくなったとき。

（4）　保険料の払込が停止されたとき。

保険料クレジットカード払特約　目次

第１条　特約の適用
第２条　責任開始期および契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込
第５条　諸変更
第６条　クレジットカードによる払込停止の取扱
第７条　特約の失効
第８条　主約款の適用
第９条　外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則

保険料クレジットカード払特約

（特約の適用）

第１条　この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法＜経路＞にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2．前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与され、または使用を認められたものに限ります。

3．会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。

4．会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

（責任開始期および契約日の特則）

第２条　保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、次の通り取り扱います。

（1）この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）からクレジットカードにより払い込む場合には、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時から契約上の責任を負うものとし、この日を会社の責任開始の日とします。ただし、被保険者による告知の前にクレジットカードによる保険料の払込を承諾したときは、その告知の時から契約上の責任を負うものとし、この日を会社の責任開始の日とします。

（2）契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款または前号に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月１日とします。

（3）前号の場合、契約年齢、保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算は、契約日を基準とします。

（4）第1号の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときには、会社は、契約締結の際の会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって通知に代えることがあります。

2．会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき金額があるときは、過不足分をその金額と精算します。

（保険料率）

第３条　この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2．前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の前納を行う場合には、普通保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。

（保険料の払込）

第４条　第１回保険料からクレジットカードにより払い込む場合には、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時に、会社が第１回保険料を受け取ったものとします。

2．第２回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、その保険料について、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、払込期月中の会社の定めた日に払込があったものとします。

3．同一のクレジットカードにより２件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその払込順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第 1 回保険料を含みます。）については、第 2 項（第 1 回保険料の場合は第 1 項）の規定は適用しません。
   （1）会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
   （2）保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
7. この特約により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

（諸変更）

第5条 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合あらかじめ会社に申し出て下さい。

2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料の払込方法＜経路＞を選択して下さい。
3. カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法＜経路＞を選択して下さい。

（クレジットカードによる払込停止の取扱）

第6条 次の事由に該当したときは、会社は、保険契約者に通知することなくクレジットカードによる払込を停止します。
   （1）保険料の前納が行われたとき。
   （2）保険料の払込を要しなくなったとき。

（特約の失効）

第7条 次の事由に該当したときは、この特約は失効します。
   （1）保険契約が消滅または失効したとき。
   （2）他の保険料の払込方法＜経路＞に変更したとき。
   （3）会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。
   （4）会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき。
   （5）カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき。

2. 前項第３号から第５号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法＜経路＞を選択してください。また、保険契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（主約款の適用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

（外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約を外貨建個人年金保険、予定利率変動型外貨建個人年金保険または予定利率金利連動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
   （1）契約日の取扱については、第２条（責任開始期および契約日の特則）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
   （2）第２条第２項の規定は適用しません。
   （3）第３条（保険料率）をつぎのとおり読み替えます。
   第３条　この特約を適用する保険契約の保険料率は、普通保険料率とします。
   （4）第５条（諸変更）第２項の適用に際しては、主約款に規定する保険料の払込停止の場合を除きます。

（5）第6条（クレジットカードによる払込停止の取扱）第1項をつぎのとおり読み替えます。

第6条　次の事由に該当したときは、会社は、保険契約者に通知することなくクレジットカードによる払込を停止します。

（1）保険料の一括払が行われたとき。ただし、主約款に定める継続一括払を行う場合を除きます。

（2）保険料の前納が行われたとき。

（3）保険料の払込を要しなくなったとき。

（4）保険料の払込が停止されたとき。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

（特約の締結）

第１条　この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（以下「契約」といいます。）の申込手続を行う場合に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、主たる契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

（1）契約者は、契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、契約の申込をすることができるものとします。

（2）契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。

（3）第１号または前号による場合、主契約の普通保険約款の規定中、次に掲げる規定があるときは、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	所定の書面で質問した	この特約に定める情報端末に表示された所定の画面で質問した
	その書面により告知して下さい。	その情報端末に表示された所定の画面に必要な事項を入力することにより告知して下さい。
年齢または性別の誤りの処理に関する規定	契約申込書に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された
法人契約の特則中の告知義務の特則に関する規定	（契約）申込書にその法人の代表者として記名・押印した者	この特約に定める情報端末の契約の申込画面にその法人の代表者として表示された者
特別勘定の指定に関する規定	保険契約申込書（以下「契約申込書」といいます。）に記載された	この特約に定める情報端末の契約の申込画面に表示された

ニッセイ・ウェルス生命からのお願い

◆ご照会に対しては、より早く正確に回答申し上げたく存じますので、必ずご契約の証券番号、ご契約者と被保険者の氏名、契約年月日をお忘れなくご連絡ください。

◆保険証券はあらゆるお手続きに欠かせないものです。大切に保管してください。

◆ご契約についてのお問い合わせやご相談は、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

説明事項　ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

- 生命保険募集人について
- 生命保険契約者保護機構について
- ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について
- ご契約の責任開始期について
- 外国通貨のお取扱いに必要となる費用について
- 為替リスクについて
- 死亡給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料の払込猶予期間と契約の失効について
- 保険契約の復活について
- 解約と払戻金について

上記の項目等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、ご契約締結後は後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命　カスタマーサービスセンター

0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00 ～ 17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

諸利率のご案内

最新の諸利率につきましては、ニッセイ・ウェルス生命ホームページにてご覧いただけます。

ニッセイ・ウェルス生命　ホームページ

www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023　東京都品川区大崎 2-1-1

NW-01-22004-00(22.12)　G26003-2304